

日中戦争期の四川省における下級公務員についての一考察：財政部田賦管理处関係の史料から

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2008-01-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 今井, 駿 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00000417

日中戦争期の四川省における 下級公務員についての一考察 —財政部田賦管理处関係の史料から—

今 井 駿

はじめに

1905年の科举制度の廃止は、伝統的な官僚の選抜・任用制度に対する抜本的な見直したるに止まらず、科举合格を男子たる者の目指すべき人生至高の価値・目標と定めてきた伝統社会の価値観に対しても、きわめて重要な打撃であったと考えられる。しかし、従来の科举に代わる、国家的な統一した官僚選抜・任用制度が作られぬままに清朝は崩壊し、北洋政府や国民政府の下でもそれは実現せず、人民共和国でも実現しなかった。それでも、ようやく1993年8月に「国家公務員暫定条令」が公布されたが、いまだ全面的実施にはいたっていない。しかし、国民政府や人民共和国政府の上には党組織というものがあり、入党を認められたり、要職にある党員の招聘があれば、党官僚なり国家官僚なりへの路が開けたものであった。

だが、中国の官僚機構が正規の科举合格者のみで支えられていたわけでないことは、周知のとおりである。胥吏（吏）や清代に入って出現してきた幕友（幕僚）という存在を抜きに、官僚制を語ることはできない。清代の胥吏は、ごく一部の定員が制度的に認められていたが（これを経制吏という。県政府では、典吏と攢典がこれに当たる）、俸銀は無きに等しく、その他の胥吏（経制吏以外の胥吏としては、貼写と幫差がいた。彼らは正規の胥吏の10倍はいたといわれる）は無給であり、役所のなかに事務所（房）を設けておりながら、行政事務を私人から経費を徴収して処理する人々である。胥吏は、行政実務の担当者であり、仲間同士の連絡網があつて、中央や地方の情勢にも明るかった。彼らこそは、行政実務の担い手であり、彼らあつてこそその官僚であった。彼らは官僚に独特の「任地回避」の制度にも縛られなかったため、宋代には葉適によって「官に封建なく、吏に封建あり」といわれたように、在地の地主層と結託し事

実上地方政治の実権を握っていたとさえいわれるが、清代の胥吏は歴代の王朝の中でも、最も地位が軽んじられ、明代までは辛うじて開かれていた、下級官僚（従九品）への昇進の路は全く閉ざされてしまった。任期も、明代の9年から5年間へと縮められた（但し、実際には色々な方法でこの制約を破り、役職を父子相伝した）。幕友（幕僚）は官僚が胥吏を監督するために雇った顧問であるが、幕友も結局は胥吏に頼らざるを得ず、両者はしばしば結託した⁽¹⁾。

これらの胥吏・幕友の制度は、1907年、日本の書記官制度を真似た改革によって廃止され、書記官・書記生が採用されるようになり、書記官・書記生には、専門学校卒業生や、「才あり行政経験豊富な」生員が拔擢されるようになった⁽²⁾。これらの人々の多くは、辛亥革命後、県長の権限で採用し、省政府の許可を受けて任用する県および県下の職員となった。が、彼らの任期や昇進、待遇等々の問題については、不明なところが多い。管見ではあるが、中国にも先行研究は乏しいようである（このため私は、本誌次号掲載予定の別稿「近代四川省豊都県における地方行政制度の歴史的変遷についての一考察—1912年～1949年—」において、豊都一県についての事例研究を試みたが、清末の胥吏や衙役の数に相当ないしはこれに勝る数の地方公務員が、民国期の豊都県にもいたようである）。

ところで、上述の未刊の別稿においても触れたが、県長や科長・郷鎮長が採用（招聘）する県下の公職人員＝公務員の給料はかなり低く、その給料だけで生活できたかどうかと思うような者が多い。それ故、「給料が安いから汚職が恒常化する」という論理が成り立ちそうだが、「だから彼らの俸給や待遇を改善せよ」という論者は、王朝時代にはもとより稀で⁽³⁾ 民国期になってからも意外に少ない。このため、下級役人といえは本来的に不道德な存在であるかのような固定観念が、近代の知識人や民衆の間にも、根強く残されて来たように思う。もちろん、汚吏の多かったことも事実であろうが、これをもっぱら彼らの人格に帰するのは、官僚＝士大夫の偏見というべきであり、いわゆる近代化に当たっては、官僚システム全体に対する、主権者としての民衆の関与ならびに監視を制度化すること（当今の日本でいえば「情報公開」制度の確立など）、このことこそが根本の問題であろう。そして、この根本問題は、なお未解決の問題、いわゆる「民主化」の重要な課題の一つではなかろうか。

小論は、以上のような問題意識に発する基礎的研究の一つである。具体的作業としては、日中戦争期に設置された田賦管理処に関する若干の史料を紹介しつつ、地方公務員のありようについて考察を加えてみたものである。

注(1) 以上は、主に趙世瑜著『吏与中国伝統社会』(1994年、浙江人民出版社)による。

(2) 謝俊美著『政治制度与近代中国』2000年第2版、上海人民出版社、313ページ

(3) 周知のように、雍正帝の養廉銀の制度は「貪官」防止のためではあったが、「汚吏」防止のためではなかった。

(i)

史料紹介に先立ち、田賦管理处なる組織について説明しておかなければならない。

田賦管理处が四川省各県に設置されたのは、1941年9月1日付けの省令による。設置の目的は「田賦徵実」つまり旧来の土地税の実物徴収にあった。この田賦徵実実施までの経緯や実施の模様については、ここでは詳しくは述べない。⁽¹⁾また、この田賦徵実問題は、土地の調査・登記の問題（いわゆる土地陳報や土地推収など）や新県制の問題等々とも深く関連するが、この点についても、小論では触れない。

ただ田賦徵実の理由を端的に言えば、国民政府支配地区での戦時インフレの昂進にともない、先ず①中央政府が軍糧を確保すること、次いで②省県政府が公務員・保安隊・警察・教師・公営事業の職員に食糧を現物支給すること、が必要となったためである。但し、田賦徵実といっても、実際には二つの機構が設置された。一つは、文字どおり、田賦を実物で徴収するための機関であり、もう一つは糧食を政府が買い取るための機構である。

前者は「経徴機構」と呼ばれ、

財政部—各省田賦管理处—各県田賦管理处—各県田賦経徴分局
という系統をとる。

後者は「経収機構」と呼ばれ、

糧食部—各省糧食管理局—各県糧政科または糧食管理委員会—各県糧食倉庫
及び分倉庫
という系統をとる。⁽²⁾

また、経徴とは徴税事務、経収とは買い付け事務を意味すると考えられる。「経徴機関と収款機関との分離」（前者は徴税、後者は徴収済みの銀元の保管機関、たとえば政府指定の銀行、農業金庫、金融合作社等）ということは、1934年の第2次全国財政会議で決定済みの事項であったが、1941年6月の第3次全国財政会議の時点でも、未分離の県があったといわれる。⁽³⁾なお、従来は、各県の徴

収局が経徴に当たり、税款は県の金庫に納めるのが、通例であった。

以上のように、経徴と経収とは機構は別であったが、業務が重なる部分があり、後掲の史料のように、少なくとも郷鎮のレベルでは、両つの機構が県の田賦管理处の下に統合されたようである。しかし、その時期については定かでない。

注(1) 田賦徴実の概要については、下記のような文献がある。

甘典夔（續鏞）「1941年四川田賦改徴実物経過」『四川文史資料』第11輯、1964年、陳志蘇・張恵昌・陳雁鵬・於笙陔「抗戦時期四川的田賦徴実」原載不明、『四川文史資料集粹』第2巻（1996年、四川人民出版社）所収

また、邦文では、天野祐子氏の東京都立大学修士学位論文「国民政府の戦時統治構造に関する一考察—四川省の田賦実物徴収を通して—」がある。

(2) 潘鴻聲「田賦徴実与糧食徴購問題」、原載は『中国行政』第2巻7・8合刊、1943年2月、『中華民国農業史料(2) 糧政史料 第5冊—田賦徴実』（1990年、国史館）所収、109ページ

(3) 劉善述「論改善田賦徴収制度」原載は『財政評論』第7巻第4期、1942年4月、同上書所収、324ページ

(ii)

先ず最初に紹介するのは四川省档案馆所収の田賦管理处関係の一档案（全宗号91の385号および386号）である。これは、「財政部四川省西充県田賦管理处職員登記表」（1943年9月1日現在）、同大足県登記表（44年2月現在）、同通江県登記表（43年3月または4月現在）から成り、そこには3県の田賦管理处の下級役人の経歴や月収、家計の情况等が書き込まれており、当時の下級役人の生活を知る手がかりとなる。一部の人には顔写真まで貼ってある。感無量であった。但し、各県統一の様式で記入されているわけではなく、また同じ県でも、人によって細粗の別がある。また、田賦管理处については、後述するが、各県の田賦管理处職員の数はとても以下のように小さいものではない。これらの史料は、偶然残された断片史料に過ぎないのである。以下にこれらの登記表をまとめて表1とし、人名には1から30までの番号をふることにする。

表 1 西充・大足・通江 3 県の田賦管理处職員登記表

1) 西充県田賦管理处職員登記表 (1943 年 9 月 1 日現在)

1. 孫希純 (2 等科員) 年令 32 歳

本籍 成都

学歴 成都南薫高級中学卒、華西会計学校卒

経歴 夾江県徴収処 股員 (庶務) 1 年

成都春熙鎮中心学校 校長 1 年

成都聚興誠銀行 辨事員 (出納) 2 年

家族: 妻、子 2 人

毎月収入: 2,000 元

支出: 3,000 元

家庭費負担: 1,000 元

2. 林覚民 (雇員) 年令 31 歳

本籍 西充

学歴 西充巴蜀中学卒

経歴 鳳鳴郷中心学校 教員 (国語・習字) 1 年

逢溪抗建中学 事務員 (繕写*兼庶務) 1 年

家族: 父母 2 人 (農)、妻子 2 人 *繕写とは文書の清書係

毎月収入: 収入が支出に及ばない

3. 張慕唐 (雇員) 年令 42 歳

本籍 成都

学歴 成都旧制小学卒

経歴 徳陽県徴収局 助理員 2 年

家族: 妻、子 2 人

俸給 30 元

4. 何光時 (雇員) 年令 33 歳

本籍 南部

学歴 旧制高等小学卒

経歴 南部県義和聯保辦公処 戸籍員 (調査戸口) 3 年

西充県 [政府] 雇員 (繕写) 1 年

家族: 父母 (農)、妻 (紡織)、子 3

毎月月収: 1,200 元

支出: 1,500 元

教育費が〔支出の?〕3分の1

年約30余石の収租あり

5. 楊淑清 (辦事員)

年令 34 歳

本籍 蒼溪

學歷 蒼溪県立中学卒

経歴 西充東北鎮中心校 教員 (国語・公民) 2 年

西充県政府 辦事員 (繕写及び管档*) 2 年

家族: 父母、妻、子 2 人 *管档とは、公文書の管理係

毎月月収: 1,000 元

支出: 2,000 元

6. 李樹盈 (2 等科員)

年令 37 歳

本籍 西充

學歷 旧制中学卒

経歴 合川徴収局 事務員 (繕写及び管档) 3 年

29集团軍野戦営 上尉軍需 (領発餉款及び辨表冊) 3 年

西充田賦管理处 辦事員 (監印及び管档) 1 年

家族: 父母、妻、子 2 人

俸給毎月: 65 元 収入が支出に及ばず、生活維持は困難

7. 林反謙 (2 等科員)

年令 32 歳

本籍 成都

學歷 志誠商業中学卒 中央訓練団? [筆写の字体不明瞭] 干班 5 期

経歴 樹徳中学 教員 (公民) 2 年

成都東大鎮中心校 校長 2 年

江油田賦管理处 科員 (出納) 1 年

家族: 父母、妻、子 1 人

毎月月収: 2,000 元 [家計は] 小康

支出: 2,000 元

家庭費負担 1,000 元

2) 大足県田賦管理处職員登記表 (1944 年 2 月現在)

8. 陳公後 (技師)

年令 40 歳

本籍 大足

學歷 四川大学卒 清丈訓練班卒

経歴 江巴清丈辦事処 分隊長 (勘丈測絵*) 3 年

家族 母、妻、子 4 人

*土地の測量と地図の作成

俸給 130 元

毎月月収：500 元

支出：400 元

財産：30,000 元

家庭費負担 2,000 元

9. 堯述尼（1 等科員）年令 31 歳

本籍 永川

学歴 永川中学卒 石柱土地陳報編査訓練班

経歴 石柱土地陳報処 分隊長（編査業務） 6 ヲ月

家族 父母、妻、子 2 人

俸給 85 元

毎月月収：300 元

支出：500 元

財産：3,000 元

家庭費負担 500 元

10. 李其肫（2 等科員）年令 33 歳

本籍 大足

学歴 大足中学卒 大足土地陳報処編査訓練所

経歴 大足県土地陳報処 編査員（編査勘丈） 8 ヲ月

家族 父母、妻、子 2 人

俸給 70 元

毎月月収：400 元

支出：400 元

財産：24,100 元

家庭費負担 600 元

11. 徐夢卿（2 等科員）年令 33 歳

本籍 栄昌

学歴 栄昌初級中学卒

経歴 彰明県政府 辨事員 1 年

栄昌中学 事務主任 1 年

家族 父母、妻、子 3 人

俸給 70 元

每月月収：500 元
支出：600 元
財産：5,000 元
家庭費負担 2,000 元

12. 賀繼循 (2 等科員) 年令 34 歳
本籍 大足
学歴 大足県初級中学卒
経歴 大足県政府 辦事員 (撫卹事項) 2 年
家族 父 (63 歳)、妻、子 3 人
俸給 70 元 毎月月収：300 元
支出：400 元
財産：4,000 元
家庭費負担 500 元

13. 蔣迪光 (2 等科員) 年令 32 歳
本籍 大足
学歴 大足県初級中学卒
経歴 三台県政府 辦事員 (公金管理) 2 年
家族 父母、妻、子 5 人
俸給 70 元
毎月月収：1,000 元
支出：500 元
財産：35,000 元
家庭費負担 2,000 元

14. 李得鐔 (辦事員) 年令 32 歳
本籍 瀘県
学歴 叙永中学卒
経歴 瀘県新溪郷中心校 教員 1 年
家庭 父母、妻、子 4 人
俸給 60 元
毎月月収：300 元
支出：400 元
財産：3,600 元
家庭費負担 2,500 元

3) 通江県田賦管理处職員登記表 a (1943 年 4 月現在)

15. 曾星南 (第 1 科科长)

年令 32 歳

本籍 成都

学歴 成都大成中学卒、成都基礎師資訓練所、四川農村合作
指導人員訓練所、全国合作事業管理局全国合作訓練所

経歴 省農村合作委員会 見習員、助理員

同上身分で崇慶県に派遣されること 3 ヶ月

同

1 年 1 ヶ月

省農村合作委員会 代理主任指導員

同上身分で靖化県に派遣されること 9 ヶ月

省合作事業管理处 合作社主任

潼南県に派遣されること 2 年 8 ヶ月

省合作事業管理处 1 等 1 級科員 業務課業務股 4 ヶ月

潼南県党部第 8 直属区分部 書記

2 年

家族 父 (政界) 母、妻

俸給 100 元

毎月月収：2,000 元

支出：3,000 元

財産：不動産 30,000 元

家庭費負担 1,000 元

16. 曾廷樑 (第 4 科科长)

年令 31 歳

本籍 通江

学歴 中央政治学校地政科卒

経歴 省地政局 科員 公文書の起草

半年

華陽県 科長 地政科主管

3 ヶ月

家族 母、妻 (農)、子 2 人

俸給 100 元

毎月月収：5,000 元

支出：5,000 元

17. 蘇文傑 (会計主任) 年令 49 歳

本籍 青神

学歴 旧制中学卒 四川省第1届普通考試財務行政人員合格
経歴 成都市政府財務局 科員

会計佐理員公文書起草、警察經費審議 1年

省都公安局 科員 警察經費審議 1年

成都禁煙局 科員 審議 1年

審計部四川省審計処 佐理員 事後審査の処理 5ヵ月

省政府糧政局 科員 公文書起草 1年

家族 母、子5人（長男・長女は就職）

俸給 100元

毎月月収：600元

支出：1,000元

財産：30,000元

家庭負担費＝本人が負担

通江県田賦管理处職員登記表b（1943年3月現在）

18. 張洪祺（1級科員）年令 43歳

本籍 成都

学歴 樂群公学卒

経歴 省立高級農学校 文書組長 2年

省政府糧政局2等・1級科員 7ヵ月

省出征軍人家属優待事業管理委員会

会計佐理員 6ヵ月

家族 父（没、前清通判）、母（84歳）、子4人

俸給 80元

毎月月収：300余元

支出：1,000余元

財産：約10,000元

19. 王平治（2級科員）年令 35歳

本籍 簡陽

学歴 簡陽中学卒

経歴 [国民党] 省執行委員会 服務員

同上身分で参考書籍の管理、宣伝標語の作成 10ヵ月

灌県田賦管理处 科員 庶務担当 3年10ヵ月

成都青年労働服務營 辦事員 総務事項担当 1年4ヵ月

省政府粮政局 辦事員 公文書の受領・送進 5ヵ月
 家族 父（農）母、子2人
 俸給 65 元
 毎月月収：400 元
 支出：700 元
 家庭負担費 600 元

20. 李兆森（2級会計助理員）

年令 32 歳
 本籍 眉山
 学歴 眉山旧制中学卒
 経歴 仁寿县営業税稽徴所 会計員 1 年
 松藩県営業税稽徴所 組員 1 年 6 ヲ月
 家族 母、妻
 俸給 65 元
 毎月月収：5,000 元
 支出：4,000 元
 財産：×× [判読不能] 1,000 元
 家賃収入 [房租] 4,000 元

通江県田賦管理处職員登記表 c（1943 年 4 月現在）

21. 何 光（雇員*） 年令 31 歳

*別紙には「助理員」とあり 本籍 射洪
 学歴 射洪初級中学卒
 経歴 航委会彭家場機場工程処 事務員 公有物の保管 1 年
 通江県田賦管理处 雇員 公文書の受領・発送
 家族 父（商）母
 俸給 30 元

22. 周学淵（1等勘丈員）

年令 27 歳
 本籍 富順
 学歴 富順中学高級中学部
 経歴 富順土地陳報処 技術員 都市測量 民国 27 年
 榮昌土地陳報処 指導員 野外作業の監督指導 民国 28 年
 隆昌土地陳報処 指導員 野外作業の監督指導 民国 29 年

樂至土地陳報処 指導員 野外作業の監督指導 民国 29 年
 資中土地陳報処 組長 室内作業 民国 30 年
 通江土地陳報処 分隊長 野外作業の監督指導 民国 31 年

家族 父 (64 歳) 母、妻、子 3 人

俸給 80 元

毎月月収 : 18,000 元

支出 : 20,000 元

財産 : 1,300,000 元

23. 吳化伯 (勘丈員)

年令 31 歳

本籍 資中

学歴 資中中学卒

経歴 民国 28 年 大足土地陳報処 指導員 俸給 40 元

民国 29 年 樂至土地陳報処 指導員 俸給 40 元

民国 29 年 10 月 安岳公学産整理委員会

技術員 測量 俸給 120 元

民国 30 年 4 月 南江公学産整理委員会

技術員 測量 俸給 160 元

民国 31 年 3 月 通江 分隊長 測量 俸給 160 元

家族 父 (商)、母、妻、子 3 人

俸給 65 元

毎月月収 : 2,000 元

支出 : 3,000 元

財産 : 70,000 元

24. 張開華 (2 等科員)

年令 33 歳

本籍 通江

学歴 通江県立杉 [筆写文字不明確] 中学卒

経歴 通江県老春新梓連保 連保主任 3 年

通江県第 1 区 指導員 2 年

国民党県執行部直属第 3 区分部 書記 3 年

通江県第 1 区広納鎮 副鎮長兼民経主任 1 年

通江県広納鎮中心学校 科任教員 1 年

家族 父母 (農 74 歳)、妻 (農)、子 2 人

俸給 記入ナシ

毎月月収：500 元

支出：500 元

財産：年収約 70「簍」と筆写してあるが「簍」の誤写と思われる。

家庭費負担 [記入ナシ]

生産が消耗に比べ余リナシ

25. 鄧撫安 (助理員) 年令 33 歳

本籍 通江

学歴 保寧連合中学卒、21 軍政治学校卒

経歴 民国19年 29軍技術營第3連 特務長 18元 1年

20年 29軍技術營第2連 少尉・排長 27元 2年

24年 屏山県屯墾処 会計 38元 10ヵ月

27年 四川保寧縣9團5中隊 少尉・分隊長 38元 1年

31年 諾江鎮8保国民校 校長 20元 半年

31年9月 通江県田賦管理処に考入 管理員 40元 9ヵ月

家族 父母、妻、子1人

俸給 50 元

毎月月収：500 元

支出：500 元

家庭費負担 [記入ナシ]

子女教育費負担 [記入ナシ]

26. 彭得権 (科員) 年令 27 歳

本籍 通江

学歴 省第15区戦時教師訓練班卒

経歴 通江県猫免場小学校 校長 1年

通江県国民兵団部 事務員 2年

家族 父母、妻、

毎月月収：600 元

支出：500 元

財産：不動産 10,000 元

家庭費負担 兄弟の学費を分担

27. 王嵩高 (2等科員) 年令 34 歳

本籍 簡陽

学歴 簡陽県立中学卒

經歷 青山県政府 科員 65 元 1 年

家族 父母

毎月月収：8,000 元

支出：8,000 元

家庭費負担 3,000 元

28. 史華玉 (雇員) 年令 28 歳

本籍 通江

学歴 通江初級中学卒

經歷 通江土地陳報処 作図員 65 元 1 年

通江田賦管理処 復査員 600 元 3 ヲ月

家族 父母、妻、子 1 人

毎月月収：2,000 元

支出：1,800 元

財産：50 [単位未記入か?]

家庭費負担 600 元

通江県田賦管理処職員登記表 d (1944 年 1 月現在)

29. 胡国栄 (勘丈員) 年令 28 歳

本籍 南江

学歴 南江県初級中学卒 簡陽師範卒

經歷 南江県立初級中学 事務員 1 年

南江県第 2 区署 指導員 1 年

南江県土地陳報処 編査員 4 ヲ月

通江県土地陳報処 復査員 6 ヲ月

通江県田賦管理処 推収員 6 ヲ月

家族 父 (公務) 母、妻、子

毎月月収：1,500 元

支出：2,000 元

財産：300,000 元

30. 施芳悌 (勘丈員) 年令 28 歳

本籍 通江

学歴 通江初級中学卒

經歷 通江県動員委員会 宣伝組長 1 年

通江県涪陽鎮公所 戸籍主任 1 年

通江県土地陳報処 編査員 4 カ月

通江県田賦管理処 推収員 8 カ月

通江県田賦管理処 復査員 1 カ月

家族 父（公務）母、子 3 人

毎月月収：10,000 元

支出：8,000 元

財産：500,000 元

(iii)

以上には、単純に史料を羅列して紹介したが、以下には次のような問題から、以上の史料に検討を加えてみたい。だが、そのためには、また、次のような史料を紹介しておかなければならない。

その史料とは、やはり四川省档案馆の所蔵史料で田賦管理処関係の一つである。すなわち、全宗号 91 の 43 巻 69 ページには、以下のような表が掲載されている。

表 2 財政部四川省犍為県田賦管理処東興郷徵收処造具 [1943 年] 3 月分員工請領薪津食米清冊

職 別	姓名[姓名]	年令	薪 額	生活補助費	小 計	食 米
専任主任兼 稽徴股長	李義仲	31	70.00 元	228.00 元	298.00 元	1 市石
收儲股長	陳明達	31	55.00	222.00	277.00	1 市石
稽徴員	王明銀	32	40.00	210.00	250.00	1 市石
	彭映輝	35	40.00	210.00	250.00	1 市石
催徴員	袁自耕	35	55.00	222.00	277.00	1 市石
推収員	袁克明	27	55.00	222.00	277.00	8[ママ]市石
管理員	任行公	36	40.00	210.00	250.00	1 市石
	徐元慶	25	40.00	210.00	250.00	6 市斗[ママ]
催徴警	賀利成	27	25.00		25.00	6 市斗
	程学周	21	25.00		25.00	6 市斗
倉夫	孫紀東	32	18.00		18.00	6 市斗
	何清雲	29	18.00		18.00	4 市斗
合計			481.00	1,734.00	2,215.00	9 石 6 斗

専任副主任 李義仲 印

さて、この表2（原表はもちろん縦書きである。以下の諸史料も同じ）は隄為県田賦管理処の東興郷徴収処の人員・俸給のリストである。

この表で俸給（薪額）の最高は専任主任兼稽徴股長・李義仲の70元であり、最低は倉夫の18元である。一方、前節の表1で見ると、俸給の最高額は8番の130元であるが、これは技師という職種の故によるものであり、学歴も大卒である。次は16番と17番の100元だが、これも科長・会計主任という高級職である。16番は中央政治学校、17番は「四川省第1回普通考試財務行政人員」に合格している（これは、省で公務員試験制度が一部実施されていたことを示す史料としても価値がある）。次が1等科員85元、2等科員の3人が70元、1等勘丈員が80元である。また1級科員80元、2級科員65元という記録もあるが、等と級の区別の基準は分からない。いずれにしても、科員の俸給は65～85元の間にあったといえよう。科員も勘丈員も、学歴は中卒程度である。会計助理員は65元、辦事員は60元である。単なる助理員は50元である。この3人とも、学歴は中卒である。雇員で俸給が分かるのは2番と21番の30元である。2人とも、中卒である。表2では学歴が分からないが、このように、表1の県の田賦管理処の職員の方が給与レベルで、表2のような、県下の徴収処の職員よりも高い（これは前掲の拙稿でも示したように、県直属の雇員と鎮郷レベルの雇員との給与の違いに対応している）。

さて、表1について検討してみると、第1に気付くことは、俸給の他に月毎の「収支」の項目があり、しかも、その額が小は300元から大は1万8,000元までもの差があるということである。そして、その多くの人が収入より支出が多く、赤字を出している。8番の陳公後（技師）は俸給130元と高いのに、月収は500元で、俸給70元の13番蔣迪光の月収1000元の半分である。また、16番の曾廷樑は、俸給100元に対し月収は5,000元もあり、20番の李兆森は65元の俸給に対し、月収は5,000元もある。22番の周学淵は80元の俸給なのに18,000元もの収入がある。それでも、周学淵は毎月2,000元の赤字と報告されている。このような、俸給と収入の格差をどう考えたらよいのであろうか。

この問題について、まず思いつくのは、表2のように、俸給のほかに「生活補助費」のような手当や、現物支給された食米の換算値が含まれているのではないか、ということである。実際にそうだったことについては先にも述べたが、日中戦争期の隄為県における物価についての具体的史料を、参照することができなかった。止むを得ず、既に蒐集した諸史料・資料を探したところ、永川県について、次のような物価についての表があるのを発見した。同県は東を

璧山・江津両県と北は銅梁・大足両県と西は榮昌、南は瀘県・合江の両県と接する農業中心の県である。県域は長江北岸に位しているが、県城は内陸にある。長江を下れば江津の次は重慶である。

表3 永川県の法幣流通時期における日用品の価格表(46、47年は省略)単位：元

品名	単位	1937年 12月	1938年 12月	1939年 12月	1940年 12月	1941年 7月	1943年 7月	1944年 11月	1945年 11月
大 米	市斗	1.00	1.00	1.40	110	120	192		1,300
小麦粉	市斤	0.08	0.10	0.14	0.90	4	12		80
豚 肉	市斤	0.20	0.25	0.40	1.80	12	18		360
鶏 卵	百個	1.10	1.30	2.20	18		25		
白 糖	市斤	0.23	0.28	1.00	2		38		
菜種油	市斤	0.25	0.28	0.90	1.8	8.80	26	125	600
巴 塩	市斤	0.20	0.25	0.45	1.5	4.80	9		
綿 花	市斤	0.70	0.90	1.90	5	45	260	550	2,200
土 布	市尺	0.14	0.20	0.80	2	9.50	25	160	250
石 炭	百斤	1.00	1.20	2.30	5.50	13.20	32	450	800
マッチ	百箱	1.40	1.50	13	20		200		

上記の品目の質は中等のもの。石鹼・洋糸・洋布は省略した。

(王国璜「建国前永川県経済漫談」『永川文史資料』第5輯 146 ページ所掲)

この資料に即してみると、1943 年当時の食米 1 市石は 1,920 元にも当たることになる。すると、先の表 2 で最高の給与所得者の月収は $1,920 + 298 = 2,218$ 元、最低の給与所得者でも、 $1,152 + 18 = 1,170$ 元にはなることが分かる。逆にいうと、生活補助費を含めた李義仲の月給 298 元でも 1.5 市斗 = 15 市升の米しか入手できない。1 市升は日本の約 5.5 合である。つまり、日本でいえば 8 升 2 合の米しか手に入らない勘定である。1 日当たり 2.7 合に過ぎない。これでは自分の食さえ賄うに足りない。いわんや、18 元では 1 升ちょっとしか入手できない倉夫においてをや、である。このように見てくると、表 1 に記載はないが、食米の支給は不可欠であった。

しかし、表 1 には、俸給と合わせても月収が 700 元以下、つまり犍為県東興郷の倉夫以下の収入で暮らしている人々が 10 人もいる。それも 24 番、25 番のように、収入は少なくとも、収支が一致している人もいたのである。24 番の張開華の妻は農業をしているようであるが、「生産が消耗に追いつかない」との書

き込みがある。少なくとも、表3の米価の水準の下では公務員としての収入だけでは、暮らして行くのは大変困難だったと推測される。なお、以上のような公務員の給与水準が他の職業に較べて決して高いものとはいえなかったことは、表4および図1に示すとおりである。

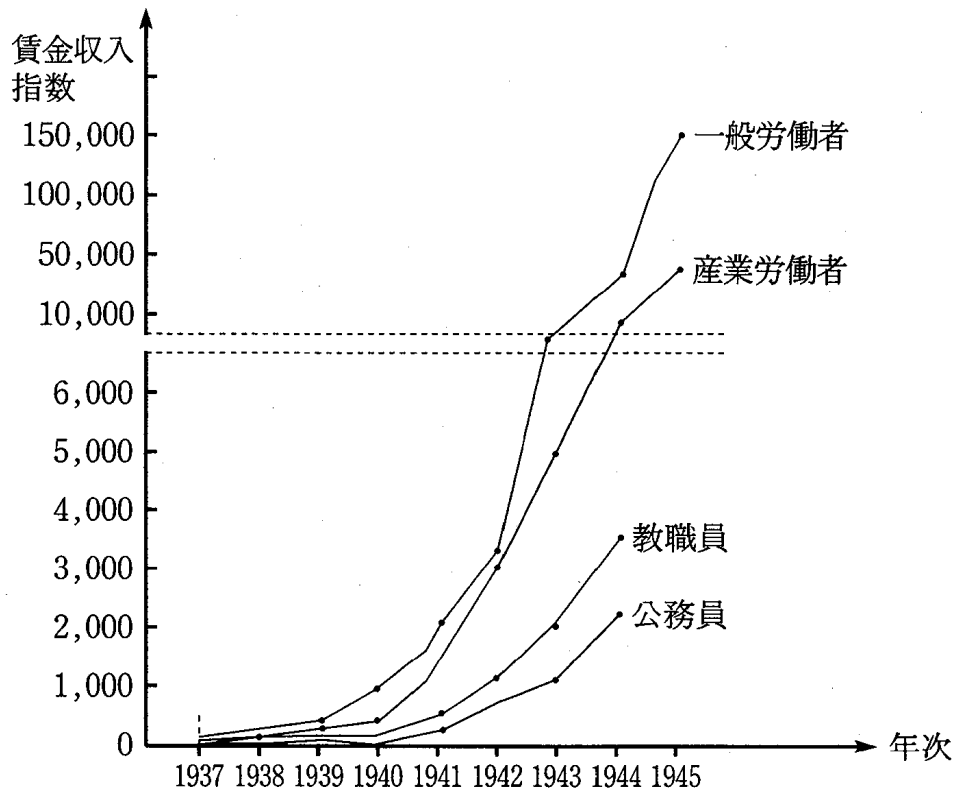
表4 1937～1943年、重慶市公務員および教職員の貨幣収入

1936年7月～1937年6月＝100

時 期	教 職 員			公 務 員		
	大 学	中 学	小 学	簡任(勅任)	荐任(奏任)	委任(判任)
1937	92.9	97.5	100	93.9	94.5	96.4
1938	87.4	107	102.6	81.8	83.4	89.3
1939	106.4	132.3	111.1	81.8	83.4	89.3
1940	155.1	188.4	182	88.5	96.1	124.8
1941	346.2	502.4	651.5	163.3	220.2	431.9
1942	429.1	940.3	1,253.3	264	358.2	711.4
1943	1,168	2,350	3,150	638	875	1,738

周春主編『中国抗日战争時期物価史』（1998年、四川大学出版社）178ページ

図1 重慶市各職業の賃金収入



注) 産業労働者および一般労働者は1937年上半期、公務員と教職員は1936年7月～1937年6月を基点とする。
周春主編『中国抗日战争時期物価史』(1998年、四川大学出版社)
169ページ

ところで、表1の30番の施芳悌は、いくら勤丈員だったとはいえ、弱冠28歳の青年に10,000元もの月収が給与だけから得られたとは、考えにくい。それ故、表1の月収・月支とは、給与所得以外の収入ないしは家族の収入が含まれているとも考えられるが、一方には600元台の収支の人がいるので、このように考えることにも無理がある。このように、表1と表2とを整合的に説明することは、目下の私には不可能である。

また、表1にある「家庭負担」という語の意味する所についても不明である。

次に、表1に見られるように、県の田賦管理处では雇員といえども、初級中学は卒業しており、小学卒は4番の何光時のみである。この点に関しては、国民政府が1941年8月7日づけの「特種考試整理田賦人員考試暫行条令」で、次のように規定していることが参考になろう(『国民政府公報』渝字385号、11ページ)。

第1条 田賦整理人員の考試は、法律で別に規定のあるものを除き、本条令によりこれを行なうものとする。

第2条 年令20歳以上40歳以下で左の例に挙げる各条の資格の一つを有する者は田賦人員の考試を受けることができる。

1. 公立・私立の〔経立案之私立、以下同〕大学または単科大学の、財政・金融・統計の各科の卒業証書を有する者
2. 公立・私立の専門学校で財政・金融・統計の各科の卒業証書を有する者、あるいは土地行政機関に1年以上勤めたことがあり、その証明書を有する者
3. 公立・私立の専門学校以上の学校で2年間勉強したことのあ
る者、あるいは財政・金融ないし土地行政機関に2年以上勤
務したことがあり、その証明書を有する者
4. 公立・私立の高級中学、旧制中学または同等の学校を卒業生
後、県の土地陳報事務を2年以上勤めた〔主辦〕者、あるい
は田賦徴収事務を3年以上勤めた〔経辦〕者で、その証明書
のある者

第3条 考試は筆記、口頭試問で行なう。但し、〔配点は〕筆記試験を8割とする

第4条 筆記試験の科目は①国文〔孫文？〕遺教、②国文、③公牘、④財政学及び経済学、⑤土地法規、⑥田賦法規、とする

第5条 合格者は財政部で訓練する

ここにいう「整理田賦人員」とは、土地の陳報や勘丈（測量）・推収（登記）の人員かも知れず、徴税や糧食買い付け事務を担当する田賦管理处の人員とは、別の人員をさすのかもしれないが、参考にはなろう。このように、公務員試験の実施が図られていたのである（但し、これが田賦管理处員をも含めた試験であつたとすれば、田賦管理处設置命令は前述のとおり9月1日の発令であるから、実際には間に合わなかったのではないかと推察される）。人「員」たるには最低でも中卒が条件であつたことは、後述の「員」と「員外」との区別に際して大事な点となるので、ご注意願いたい。

以上、表1に関して目に止まるところを述べたが、各県の田賦管理处の名簿としては、この表はきわめて不完全なものである。そこで、この問題も含めて、次には隼為県1県の田賦管理处についての史料をいくつか紹介し、検討してみることになしたい。

(iv)

先ず紹介するのは、四川省档案馆所蔵の档案で（全宗号 91 の 941 卷所収）、「財政部四川省為県田賦管理处徵収処員工警丁配置情形調査表 民国 32 年 9 月」というリストである。この表は、上から順に、「徵収処名称」「職別」「姓名」「年令」「籍貫及永久住址」「履歴」「家庭経済情形」「到職日期」「備考」の 9 つの欄から成っているが、大変残念なことに「家庭経済情形」欄は空欄であり、「備考」も同様である。「到職日期」は全員（1943 年）「9 月 1 日」づけになっている。

最初に、この史料（以下には史料 A と呼ぶことにする）の「東興郷徵収処」の所を見ると、前節で紹介した表 2 の史料に掲載されていた人名の内、この表にも掲載されている人名は、「専任主任兼稽徵股長」だった李義仲と「催徵警」だった賀利成の 2 人のみである。つまり、東興郷に関するかぎり、1943 年 3 月の時点と比べると 12 人中の 2 人を残しメンバーの 84 パーセント以上が入れ替えられたことになる（但し、史料 A の東興郷徵収処の人員総数は、郷長が兼任する主任・副主任を除いても 16 人と、表 2 作成当時より 4 人増になっている）。また、3 月には 31 歳と記載されていた李義仲は 40 歳、27 歳だった賀利成は 29 歳と記載されている。私は、李義仲自らの署名と捺印のある前表 2 の方を信頼したいが、いずれにしても、田賦管理处の人事管理のいい加減さを示している。このような、多少の不安の残る史料であるが、横書きに直して紹介する。但し、個人名と着任日と空欄は省略する。

表5 財政部四川省犍為県田賦管理处徴収処員工警丁配置情形調査表（史料A）

徴収処 の名称	職 別	年令	籍貫及び 永久住所	履 歴
中城鎮 徴収処	主任	38	中城鎮	現任中城鎮鎮長
	副主任	39	安全郷	現任安全郷郷長
		48	平安郷	現任平安郷郷長
	専任副主任兼稽徴股長	31	孝姑郷	経徴員専副主任を歴任
	収儲股長	37	中城鎮	曾て中学校事務員
	稽徴員	38	中城鎮	曾て本処雇員徴収処収儲股長
		36	中城鎮	曾て辨事員
	管理員	31	中城鎮	曾て中城鎮事務員
		34	中城鎮	曾て辨事員
		41	中城鎮	曾て小学教員
		49	中城鎮	曾て催徴員
	催徴員	37	中城鎮	曾て軍需科員
	推収員	56	中城鎮	曾て科員
	臨時雇員	32	中城鎮	曾て小学教員
	催徴警	34	中城鎮	
		32	中城鎮	
	倉丁	34	中城鎮	
		35	中城鎮	
		32	中城鎮	
東興郷 徴収処	主任	41	東興郷	現任東興郷郷長
	副主任	35	伏龍郷	現任伏龍郷郷長
	専任副主任兼稽徴股長	40	東興郷	徴収員専副主任を歴任
	収儲股長	37	東興郷	曾て地方収支員、教員
	稽徴員	30	東興郷	曾て事務員
		38	東興郷	曾て辨事員
	管理員	32	東興郷	曾て小学教員
		35	東興郷	曾て本処雇員、助理員
		39	東興郷	曾て小学教員
		34	東興郷	曾て小学校長
	催徴員	32	東興郷	曾て科員

徴収処 の名称	職 別	年令	籍貫及び 永久住所	履 歴
	推収員	32	東興郷	曾て土地陳報〔所〕 助理員
	臨時雇員	34	東興郷	曾て小学教員
	催徴警	32	東興郷	
		29	東興郷	
	倉丁	32	東興郷	
		31	東興郷	
		35	中城鎮	
石溪郷 徴収処	主 任	41	石溪郷	現任石溪郷郷長
	専任副主任兼稽徴股長	32	中城鎮	曾て省〔田賦管理〕処雇員、本処専副主任
	収儲股長	41	石溪郷	曾て塩商辦事処事務員
	稽徴員	34	石溪郷	曾て土地陳報〔所〕 助理員
		38	石溪郷	曾て財政委員会辦事員
	管理員	40	石溪郷	曾て保長隊附き
		28	石溪郷	曾て小学教員
		32	石溪郷	曾て土地陳報〔所〕 助理員
		34	石溪郷	曾て県団務委員会委員
	催徴員	35	石溪郷	曾て催徴警徴員〔ママ〕
	推収員	32	石溪郷	曾て土地陳報〔所〕 助理員
	臨時雇員	31	石溪郷	曾て小学校長
	催徴警	29	石溪郷	
		31	石溪郷	
	倉丁	36	石溪郷	
		41	石溪郷	
		38	石溪郷	
清溪鎮 徴収処	主 任	52	清溪鎮	現任清溪鎮鎮長
	副主任	38	九井郷	九井郷郷長
		33	雙溪郷	雙溪郷郷長
	専任副主任兼稽徴股長	32	清溪鎮	曾て本処科員土地陳報稽核員
	収儲股長	39	清溪鎮	曾て県財政委員会経収辦事員
	稽徴員	33	清溪鎮	曾て保民校校長及び本処稽徴員
		29	清溪鎮	曾て稽徴股長

徴収処 の名称	職 別	年令	籍貫及び 永久住所	履 歴
	管理員	37	東興郷	曾て戸籍員、稽徴員
		39	清溪鎮	曾て小学教員
		31	清溪鎮	曾て事務員
		43	清溪鎮	曾て保長隊付き
	催徴員	31	清溪鎮	曾て専副主任
	推収員	31	清溪鎮	曾て小学教員
	臨時雇員	32	清溪鎮	曾て小学教員
	催徴警	30	清溪鎮	
		33	清溪鎮	
	倉丁	30	清溪鎮	
		36	清溪鎮	
		41	清溪鎮	
馬廟郷 徴収処	主 任	37	馬廟郷	現任馬廟郷郷長
	副主任	39	同清郷	同清郷郷長
	専任副主任兼稽徴股長	40	馬廟郷	曾て土地陳報〔所〕事務員
	収儲股長	32	馬廟郷	曾て保長保隊〔ママ〕付き
	稽徴員	30	馬廟郷	曾て小学教職員〔ママ〕
		31	馬廟郷	曾て小学教員
	管理員	34	馬廟郷	曾て小学教員
		32	馬廟郷	曾て保隊付き
		35	馬廟郷	曾て小学教員
		37	馬廟郷	曾て小学教員
	催徴員	31	馬廟郷	曾て事務員
	推収員	31	馬廟郷	曾て土地陳報〔所〕辦事員
	臨時雇員	37	馬廟郷	曾て小学教員
	催徴警	34	馬廟郷	
		29	馬廟郷	
	倉丁	38	馬廟郷	
		30	馬廟郷	
		40	馬廟郷	

徴収処 の名称	職 別	年令	籍貫及び 永久住所	履 歴
龍究郷 徴収処	主 任	38	龍究郷	現任龍究郷郷長
	副主任	37	大興郷	現任大興郷郷長
	専任副主任兼稽徴股長	33	龍究郷	曾て連保主任辨事員
	収儲股長	35	龍究郷	曾て保長隊付き
	稽徴員	41	龍究郷	稽徴員、主辨員を歴任
		39	龍究郷	曾て小学教員
	管理員	32	大興郷	曾て小学校長
		28	大興郷	曾て小学教員
		37	龍究郷	曾て保隊付き
		31	大興郷	曾て小学教導主任
	催徴員	32	龍究郷	曾て辨事員
	推収員	35	樂山県城	曾て小学教員
	臨時雇員	37	龍究郷	曾て小学教員
	催徴警	39	龍究郷	
		40	龍究郷	
	倉丁	38	大興郷	
		30	龍究郷	
		28	龍究郷	
孝姑郷 徴収処	主 任	39	孝姑郷	現任孝姑郷郷長
	副主任	38	鉄爐郷	現任鉄爐郷郷長
		39	搾鼓郷	現任搾鼓郷郷長
	専任副主任兼稽徴股長	29	中城镇	曾て稽徴股長
	収儲股長	37	孝姑郷	曾て保隊長付き、保長、収儲股長
	稽徴員	39	孝姑郷	曾て戸籍員
		37	孝姑郷	曾て小学教師 [ママ]
	管理員	32	孝姑郷	曾て保民校校長
		40	搾鼓郷	曾て塩場辨事員
		32	搾鼓郷	曾て保長隊付き
		38	鉄爐郷	曾て財政委員会書記
	催徴員	45	牛華鎮	曾て小学教員
	推収員	36	孝姑郷	曾て保民校教師

徴収処 の名称	職 別	年令	籍貫及び 永久住所	履 歴
	臨時雇員	30	孝姑郷	曾て小学教導主任
	催徴警	38	孝姑郷	
		31	鉄爐郷	
	倉丁	37	鉄爐郷	
		34	搾鼓郷	
		29	搾鼓郷	
新民郷 徴収処	主 任	35	新民郷	現任新民郷郷長
	副主任	33	箭板郷	現任箭板郷郷長
	専任副主任兼稽徴股長	39	中城鎮	曾て戸籍員
	収儲股長	29	新民郷	曾て保民校校長
	稽徴員	34	新民郷	曾て小学教員
		33	新民郷	曾て保隊付き
	管理員	38	箭板郷	曾て保長
		37	箭板郷	曾て小学教導主任
		31	新民郷	曾て土地陳報〔所〕 辨事員
		34	新民郷	曾て小学教員
	催徴員	32	新民郷	曾て教育委員
	推収員	38	新民郷	曾て塩場管理員
	臨時雇員	30	孝姑郷	曾て小学教員
	催徴警	37	孝姑郷	
		32	孝姑郷	
	倉丁	29	孝姑郷	
		37	箭板郷	
		31	箭板郷	
羅城郷 徴収処	主 任	44	羅城郷	現任羅城郷郷長
	副主任	39	金井郷	現任金井郷郷長
	専任副主任兼稽徴股長	38	羅城郷	経徴主辨員専副主任〔ママ〕を歴任
	収儲股長	35	羅城郷	曾て庶務を努める
	稽徴員	34	羅城郷	塩場稽查員、本処稽徴員を歴任
		37	羅城郷	曾て小学教導主任
	管理員	29	羅城郷	曾て塩場書記

徴収処 の名称	職 別	年令	籍貫及び 永久住所	履 歴
		31	羅城郷	曾て経収員、経徴員
		32	金井郷	曾て辨事員
		36	羅城郷	曾て小学教員
	催徴員	40	羅城郷	曾て国民校長
	推収員	31	羅城郷	曾て運商辦事処員
	臨時雇員	31	羅城郷	曾て小学教員
	催徴警	30	羅城郷	
		30	金井郷	
	倉丁	39	金井郷	
		28	羅城郷	
		37	羅城郷	
金栗郷 [鎮?] 徴収処	主 任	34	金栗鎮	現任金栗郷鎮長
	副主任	42	寿保郷	現任寿保郷郷長
		37	定文郷	現任定文郷郷長
		35	舞雩郷	現任舞雩郷郷長
	専任副主任兼稽徴股長	34	金井郷	事務員、書記、経徴員を歴任
	収儲股長	39	金栗鎮	曾て経収員
	稽徴員	29	金栗鎮	曾て辨事員
		33	金栗鎮	曾て保長
	管理員	35	定文郷	曾て経徴員
		37	定文郷	曾て小学教導主任・土地陳報[所]助理員
		41	定文郷	曾て連保主任
		32	舞雩郷	曾て小学教師
	催徴員	46	中城鎮	経徴主辨員専副主任を歴任
	推収員	31	寿保郷	曾て小学教員
	臨時雇員	34	寿保郷	曾て保長
	催徴警	29	金栗鎮	
		30	金栗鎮	
	倉丁	34	金栗鎮	
		31	定文郷	
		42	定文郷	

徴収処 の名称	職 別	年令	籍貫及び 永久住所	履 歴
観音郷 徴収処	主 任	39	観音郷	現任観音郷郷長
	副主任	41	紀家郷	現任紀家郷郷長
		43	新盛郷	現任新盛郷郷長
	専任副主任兼稽徴股長	35	観音郷	曾て小学教導主任、本処科員
	収儲股長	32	紀家郷	曾て保隊長付き、保長
	稽徴員	31	紀家郷	曾て小学教員、経徴員
		39	観音郷	曾て小学教員、経徴員
	管理員	39	紀家郷	曾て庶務
		28	紀家郷	曾て塩場辨事員
		38	紀家郷	曾て事務員
		34	新盛郷	曾て書記
	催徴員	35	中城镇	曾て小学校長
	推収員	38	観音郷	曾て運商処辨事員
	臨時雇員	30	観音郷	曾て小学教師
	催徴警	37	観音郷	
		42	観音郷	
	倉丁	41	紀家郷	
		38	観音郷	
		32	観音郷	
竹根鎮 徴収処	主 任	40	竹根鎮	現任竹根鎮鎮長
	副主任	38	牛華鎮	現任牛華鎮鎮長
		30	輝山郷	現任輝山郷郷長
		43	西溶郷	現任西溶郷郷長
		36	五通鎮	現任五通鎮鎮長
	専任副主任兼稽徴股長	48	竹根鎮	曾て運商処辨事員
	収儲股長	37	五通鎮	曾て小学校長
	稽徴員	39	五通鎮	曾て小学教師
		31	西容郷	曾て財政委員会委員
	管理員	32	牛華鎮	曾て塩場処主任
		37	竹根鎮	曾て小学教員、徴収処管理員
		35	五通鎮	曾て小学校長

徴収処 の名称	職 別	年令	籍貫及び 永久住所	履 歴
		29	五通鎮	曾て辨事員
	催徴員	35	五通鎮	曾て主辨経徴員専副主任
	推収員	32	五通鎮	曾て経収員
	臨時雇員	30	五通鎮	曾て塩場辨事員
	催徴警	27	竹根鎮	
		29	牛華鎮	
	倉丁	32	西容郷	
		30	竹根鎮	
		41	竹根鎮	
王村郷 徴収処	主 任	37	王村郷	現任王村郷郷長
	副主任	33	磨池郷	現任磨池郷郷長
	専任副主任兼稽徴股長	31	王村郷	曾て経徴員専副主任
	収儲股長	48	王村郷	曾て事務員、管理員
	稽徴員	32	磨池郷	曾て保隊付き、保長
		39	王村郷	曾て小学教師
	管理員	36	竹根鎮	曾て司書、催徴員
		31	竹根鎮	曾て小学教導主任
		29	瀘県立石鎮	曾て小学教員、辨事員
		35	王村郷	曾て小学校長
	催徴員	41	龍窰郷	曾て郷長
	推収員	32	王村郷	曾て保長
		41	王村郷	曾て保長
	催徴警	29	王村郷	
		34	王村郷	
	倉丁	28	磨池郷	
		36	王村郷	
		38	王村郷	
金山郷 徴収処	主 任	51	金山郷	現任金山郷郷長
	副主任	30	敖家郷	現任敖家郷郷長
	専任副主任兼稽徴股長	41	竹根鎮	曾て主辨経徴員及専副主任
	収儲股長	41	金山郷	曾て経収員

徴収処 の名称	職 別	年令	籍貫及び 永久住所	履 歴
	稽徴員	31	竹根鎮	曾て経収、稽徴員
		37	竹根鎮	曾て事務員
	管理員	39	王村郷	曾て保長
		38	王村郷	曾て財政委員会委員
		39	王村郷	曾て事務員
		31	敖家郷	曾て小学校長
	催徴員	40	王村郷	曾て経収員
	推収員	32	王村郷	曾て辨事員
	臨時雇員	35	王村郷	曾て小学教師
	催徴警	30	五通鎮	
		37	王村郷	
	倉丁	36	王村郷	
		33	王村郷	
		39	敖家郷	
馬踏郷 徴収処	主 任	39	馬踏郷	現任馬踏郷郷長
	副主任	37	黄鉢郷	現任黄鉢郷郷長
	専任副主任兼稽徴股長	32	三江郷	曾て幹事主辨員
	収儲股長	35	馬踏郷	曾て戸籍員、経収員、収儲股長
	稽徴員	31	馬踏郷	曾て戸籍員、財政委員会委員
		34	馬踏郷	曾て保長
	管理員	41	馬踏郷	曾て辨事員、保長
		37	黄鉢郷	曾て小学教導主任
		31	黄鉢郷	曾て小学校長
		35	馬踏郷	曾て保民校校長
	催徴員	37	馬踏郷	曾て校長、辨事員
	推収員	32	馬踏郷	曾て小学校長
	臨時雇員	31	馬踏郷	曾て塩場事務員
	催徴警	39	馬踏郷	
		32	黄鉢郷	
	倉丁	31	黄鉢郷	
		29	黄鉢郷	

徴収処 の名称	職 別	年令	籍貫及び 永久住所	履 歴
		32	馬踏郷	
勝泉郷 徴収処	主 任	35	勝泉郷	現任勝泉郷郷長
	副主任	40	三江郷	現任三江郷郷長
	専任副主任兼稽徴股長	32	中城鎮	曾て県政府辦事員、本処雇員
	収儲股長	36	三江郷	曾て財政委員会委員
	稽徴員	40	三江郷	曾て書記、保長
		41	勝泉郷	曾て小学校長
	管理員	38	三江郷	曾て連保主任、股長
		38	勝泉郷	曾て保民校教員
		37	勝泉郷	曾て小学校主任
		31	勝泉郷	曾て事務員
	催徴員	32	三江郷	曾て小学教師、土地陳報[所]助理員
	推収員	37	三江郷	曾て小学校長
	臨時雇員	39	三江郷	曾て財政委員会委員
	催徴警	32	三江郷	
		35	勝泉郷	
	倉丁	40	勝泉郷	
		32	三江郷	
		30	三江郷	
石麟郷 徴収処	主 任	41	石麟郷	現任石麟郷郷長
	副主任	37	踏水郷	現任踏水郷郷長
	専任副主任兼稽徴股長	31	竹根鎮	曾て運商処主任
	収儲股長	39	石麟郷	曾て小学校長
	稽徴員	33	冠英郷	曾て書記、経徴員
		37	石麟郷	曾て書記
	管理員	42	石麟郷	曾て保長
		38	石麟郷	曾て小学校長
		35	踏水郷	曾て辦事員、教員
		31	踏水郷	曾て小学教員
	催徴員	33	五通鎮	曾て経徴主辨員専副主任
	推収員	31	石麟郷	曾て助理員

徴収処 の名称	職 別	年令	籍貫及び 永久住所	履 歴
	臨時雇員	39	石麟郷	曾て辦事員
	催徴警	29	石麟郷	
		37	踏水郷	
	倉丁	37	石麟郷	
		31	踏水郷	
		44	踏水郷	
蔡金郷 徴収処	主 任	33	蔡金郷	現任蔡金郷郷長
	副主任	37	新場郷	現任新場郷郷長
	専任副主任兼稽徴股長	31	石麟郷	曾て経徴員、催徴員
	収儲股長	43	蔡金郷	曾て民生廂股長
	稽徴員	32	蔡金郷	曾て瑞豊廂辦事員
		35	蔡金郷	曾て小学教員
	管理員	39	新場郷	曾て経収員
		33	蔡金郷	曾て保長
		42	蔡金郷	曾て書記
		37	新場郷	曾て教職員
	催徴員	31	竹根鎮	曾て保隊長付き
	推収員	37	蔡金郷	曾て保長
	臨時雇員	39	蔡金郷	曾て保長
	催徴警	40	蔡金郷	
		37	蔡金郷	
	倉丁	39	蔡金郷	
		36	新場郷	
		40	蔡金郷	
冠英郷 徴収処	主 任	39	冠英郷	現任冠英郷郷長
	副主任	38	楊家郷	現任楊家郷郷長
	専任副主任兼稽徴股長	32	泉水郷	曾て小学校長、専副主任
	収儲股長	39	冠英郷	曾て校長
	稽徴員	38	冠英郷	曾て書記、委員
		40	冠英郷	曾て小学教導主任
	管理員	35	楊家郷	曾て運商処事務員

徴収処 の名称	職 別	年令	籍貫及び 永久住所	履 歴
		32	楊家郷	曾て小学教員
		34	冠英郷	曾て保長
		39	楊家郷	曾て書記
	催徴員	40	冠英郷	曾て辨事員
	推収員	41	冠英郷	曾て小学教員
	臨時雇員	39	冠英郷	曾て保隊付き
	催徴警	29	楊家郷	
		36	冠英郷	
	倉丁	41	冠英郷	
		42	楊家郷	
		35	楊家郷	
泉水郷 徴収処	主 任	32	泉水郷	現任泉水郷郷長
	専任副主任兼稽徴股長	31	瀘県小市	曾て本処科員、助理員
	収儲股長	31	竹根鎮	曾て経収員
	稽徴員	38	竹根鎮	曾て小学校長
		37	泉水郷	曾て事務員
	管理員	39	泉水郷	曾て辨事員
		40	泉水郷	曾て小学校長
		31	泉水郷	曾て書記
		34	泉水郷	曾て委員
	催徴員	35	金栗郷	曾て財政委員会委員
	推収員	40	金栗郷	曾て瑞豊廂股長
	臨時雇員	39	泉水郷	曾て小学教員
	催徴警	39	泉水郷	
		32	泉水郷	
	倉丁	40	泉水郷	
		31	泉水郷	
		39	泉水郷	
牛石郷 徴収処	主 任	33	牛石郷	現任牛石郷郷長
	専任副主任兼稽徴股長	33	牛石郷	曾て経徴員、専副主任
	収儲股長	39	牛石郷	曾て校長、辨事員

徴収処 の名称	職 別	年令	籍貫及び 永久住所	履 歴
	稽徴員	40	牛石郷	曾て小学校長
		42	牛石郷	曾て書記
	管理員	38	牛石郷	曾て教導主任
		31	牛石郷	曾て財政委員会委員
		42	牛石郷	曾て塩場主任
		39	牛石郷	曾て小学教員
		催徴員	32	五通鎮
	推収員	34	牛石郷	曾て保長
	臨時雇員	30	牛石郷	曾て小学校長
	催徴警	32	牛石郷	
		30	牛石郷	
	倉丁	30	牛石郷	
		38	牛石郷	
		39	牛石郷	
合計	徴収処数：21 処 徴収処職員：総数 384 人			
引用者注：出身が「県城」「県城某所」とある者 2 名は、「中城鎮」に分類した				

以上のように、21 箇所の徴収処に 384 人の人員が配されている。この表の職別の職務内容は不明なものもあるが、主任は各徴収処設置箇所の郷鎮長が、副主任には近隣の郷長が任じられており、彼らはいずれも、自分の出身地で「長」となっている。

次に、「専任副主任兼稽徴股長」という職務がこれに次ぐ要職であり、実質的には各徴収処の最高の責任者であった、と考えられる。なお、「履歴」欄に「専任副主任」という記載のある者がいるが、中城鎮の「専任副主任兼稽徴股長」は「経徴員専任副主任」、石溪郷の「専任副主任兼稽徴股長」は「省処雇員本処専任副主任」、金山郷の「専任副主任兼稽徴股長」は「主辨経徴員及専任副主任」と記されており、金山郷のような記述からすると、「専任副主任」とは「専任副主任兼稽徴股長」とは別の役職の可能性もある。また、石麟郷の催徴員の履歴には「経徴主辨員専任副主任」とあり、「専任副主任兼稽徴股長」まで勤めた人が催徴員となるのは、いささか不自然な感じがする。しかし、「専任副主任」経歴の者は 12 人もおり、その内、当時「専任副主任兼稽徴股長」または「収儲股長」だった者

は8人にもものぼる。やはり、「長」の字がつくので要職ではあったと思われる。そこで、「専任副主任兼稽徴股長」と「専副主任」とは別で、後者は田賦管理処設置以前の要職であった、とみなすことにしたい。

次に「収儲股長」という役職であるが、実物徴収した米の出納管理の責任者ではないかと思うが、これも職務内容は不明である。

稽徴員・管理員・催徴員・推収員・臨時雇員の具体的な職務は不明である。ただ、はっきりしているのは、第1に、彼らがいずれも「長」ではないこと、また、第2に、彼らはみな「員」であり、履歴欄に記入があるのに、催徴警と倉夫には記入がないことである。第2の点は、催徴警（徴税の際のボディガードと思われる）や倉夫（倉庫番）が、職歴というものに関係なく生きてきたということであり、要するに、学歴がないか、きわめて低い（小卒程度）人々であった（具体的には農民）ことを物語っていると、考えられる。また、彼らは定員以外の人々であり（以下彼らを「員外」と呼ぶ）、田賦徴収期に一時雇用される存在ではなかったろうかと、考えられる。

さて、以上の表において、「主任」「副主任」48人を除く336人が田賦管理処の実働人員であったと思われるが、次には、実働人員の内、履歴の記載されている人々の職歴を見てみることにしよう。但し、「専任副主任兼稽徴股長」と「収儲股長」、つまり「長」のつく人々を「上司」と見なし、また「員」と「員外」の人々を「下僚」として区別して、この「上司」と「員」の職歴を整理して見たのが表6である（なお、複数の履歴も勘定に入れることにする）。

表6 各徴収処員の職歴

前歴の 分 類		上 司 (42 人)		下 僚 (但し員外の 105 人を除く)	
				員	
		定 員		42	定 員
田賦管理 処関係の 役職	主任・長	専副主任 8 — 収儲股長 2	10	専副主任 4 — 収儲股長 1 稽徴股長 1 股長 1	7
	各 種 員	本処科員 3 経収辨事員 1 経収員 4 徴収員 1 経徴員 4 経徴主辨員 1 主辨経徴員 1 管理員 1 催徴員 2 雇員 1 本処雇員 1 小計	20 30	本処稽徴員 5 経徴員 5 経徴主辨員 2 催徴員 5 徴収処管理員 1 経収員 4 本処雇員 2 小計	24 31
	一 般 事 務 員	地方収支員 1 辨事員 2 県政府辨事員 1 主辨員 1 幹事主辨員 1 庶務 1 書記 1 戸籍員 2 事務員 1 中学校事務員 1 助理員 1 土地陳報 [所] 稽核員 1 土地陳報 [所] 事務員 2 小計	16	科員 2 軍需科員 1 主辨員 1 辨事員 15 書記 9 庶務 1 司書 1 戸籍員 3 事務員 8 助理員 2 財政委員会書記 1 財務委員会辨事員 1 土地陳報 [所] 助理員 6 土地陳報 [所] 辨事員 2 小計	63
教 育 関 係		教員 1 小学校長 3 小学教導主任 1 保民校校長 1 校長 2 小計	8	小学教員 44 教職員 1 小学校主任 1 小学校長 16 (校長 1) 小学教導主任 10 保民校校長 3 国民校長 1 保民校教師 1 連保校教員 1 小計	76
郷 保 関 係		連保主任 1 保長 2 保長隊付き 3 小計	6	郷長 1 連保主任 2 保長 16 保長隊付き 7 保隊付き 5 小計	31

前歴の 分 類	上 司 (42 人)		下 僚 (但し員外の 105 人を除く)	
	定 員		員	
	定 員	42	定 員	189
その他の役所または民間企業	運商辦事処辦事員 1 運商処主任 1	2	運商辦事処員 1 運商辦事処辦事員 1 運商処事務員 1	3
	塩商辦事処事務員 1	1	塩場辦事員 3 塩場管理員 1 塩場稽查員 1 塩場書記 1 塩場処主任 2 塩場事務員 1	9
	民生廠股長 1	1	瑞豐廠股長 1 瑞豐廠辦事員 1	2
	小計	4	小計	14
各 種 委 員	財政委員会委員 1	1	県団務委員会委員 1 財政委員会委員 2 財務委員会委員 4 教育委員 1 委員 2	10
	合計	65	合計	225

以上のように、前歴を①田賦管理署関係の職、②一般事務職、③教育関係、④郷保関係、⑤その他の役所または民間企業事務員、⑥各種委員会の、6つに分類してみた。

この内、先ず指摘しておきたいのは、③のなかで「保民校」とあるのは、保の国民学校のことである。

次に④の郷保関係のなかで「保長隊付き」「保隊付き」とあるのは、同職とみなしたいが、これは具体的には「国民兵团」に組織された保甲組織の内の保クラスの隊の隊長付き、つまり、保長の補佐役であると解釈する。とすると、保長は無給の公職であるから、当然(?)保隊長付きの役職も、無給だったと考えられ、後述の⑥の各種委員と同様、彼らも村の有力者であった可能性が高い。

第3に問題なのは⑤である。運商辦事処と運商処とは同一の組織と思われるが、これが役所なのかどうか、少しく迷うところがある。運輸または商人団体の事務所とも取れるからである。また、塩場は私営だったが、1箇所ではなく、大小多数あったものと思われる。その各塩場の職についていたのか、政府の設

置していた塩場監督処で職についていたのか、これも不明である。合計3つの廠は民営の工場だったとみなしたい。このように、運商・塩場関係は公職か私職かは不明だが、一応、「その他の職」に分類した。

最後に、⑥の各種委員は、おそらく県の各種委員会の委員であり、これは原則として無給であって、県下郷村の有力者（いわゆる「公正士紳」）になる場合が多かったと考えられる。

さて、以上の表について分析してみると、先ず全体的観点から見ると、

①の田賦管理処関係職員経験者は、	61人で21.0パーセント
②の一般の公職事務員経験者は、	79人で27.2パーセント
③の教育関係経験者は、	84人で28.9パーセント
④の郷保関係経験者は、	39人で13.4パーセント
⑤のその他の役所または民間出身者は、	18人で 6.2パーセント
⑥の各種委員経験者は、	11人で 3.7パーセント

となる。小学校教員や校長、教導主任等の教育関係の経験者が約29パーセント、一般の公職事務員経験者は約27パーセント、次に田賦管理処出身者が21パーセントを占める。また、④と⑥は親近性があるので、両者を合わせると17.2パーセントとなる。

次に、上司の経歴について見ると、田賦管理処出身者が30人で46パーセント、一般の公職事務員出身者が16人で約25パーセントを占める。このように、上司については田賦管理処出身者が半数近くを占めており、同処に就職することが昇進に有利であったと考えられる。但し、田賦管理処内の員のなかには、「専副主任」「長」経験者が7人もおり、これを降格者とみなすとする、現在の上司と元上司の合計37人中の7人となり、その比率は約19パーセントとなる。降格率はかなり高い。5人に1人は降格の対象となっているわけで、「一旦出世してしまえば安心」といえるほどのものではなく、その点では、これを好意的に解釈すれば、上司層に対する「勤務評価」はかなり厳格であった、といえる。しかし、逆に、これは、形式的には省政府の承認は必要だが実質的には任命権者たる県の田賦管理処長＝県長の「勤務評価」の恣意性、下級官僚の身分的不安定性の現われとも取れるのであって、一概に断定はできない。

また、下僚のなかでは教育関係出身者が76人で約35パーセント、次が一般事務職が63人で約28パーセントを占めている。教職出身者で上司になっている人は意外に少なく、わずかに7人、11パーセント弱を占めるに過ぎないが、教育界が下級公務員の人材源となっていた事実は、逆にいうと教員職が中卒以

上の人材のなかでは最下層に位置付けられていたことを示唆するようで、興味深い。伝統的にも、教師について学ぶ学生の目標は科挙に合格して官僚になることであり、これを教える教師は科挙不合格者ないしは受験待機者が多く、社会的身分は必ずしも高くはなかったのである。

また、各種委員経験者と郷保関係者が41人、18パーセントもいることも、注目される。これはつまり、従来は無給の名誉職にあったと目される人々が、⁽¹⁾ 地元で下級役人となつて行つたことをうかがわせる現象とも、受け取れなくはないからである。但し、たとえそのような現象を示すものとも考えるにしても、公務員の給料は、前節までに見たように、収入源としては決して魅力的な存在ではなかったのである。とすると、彼らが下級役人化して行つた要因は、現物の税糧を扱うことから得られる「役得」にあったのではあるまいか？ このような問題を考えるためにも、以上の上司・下僚（員と員外）における、籍貫と現任地との関係を、前掲表5によって確かめておくと、以下のような表になる。

表7 上司および下僚の出身地（籍貫）と勤務先との関係

勤務先	同 郷 出 身 者			異郷・他県出身者			各郷鎮当 たり小計
	上司	員	員外	上司	員	員外	
中 城 鎮	1	9	5	1			16
東 興 郷	2	9	4			1	16
石 溪 郷	1	9	5	1			16
清 溪 鎮	2	8	5		1		16
馬 廟 郷	2	9	5				16
龍 窰 郷	2	5	4		4	1	16
孝 姑 郷	1	5	1	1	4	4	16
新 民 郷	1	6		1	3	5	16
羅 城 郷	2	8	3		1	2	16
金 栗 郷	1	2	3	1	7	2	16
觀 音 郷	1	3	4	1	6	1	16
竹 根 鎮	1	1	3	1	8	2	16
王 村 郷	2	4	4		5	1	16
金 山 郷	1		0	1	9	5	16
馬 踏 郷	1	7	2	1	2	3	16
勝 泉 郷	0	4	2	2	5	3	16
石 麟 郷	1	5	2	1	4	3	16
蔡 金 郷	1	6	4	1	3	1	16
冠 英 郷	1	6	2	1	3	3	16
泉 水 郷		6	5	2	3		16
牛 石 郷	2	8	5		1		16
合 計	26	120	68	16	69	37	336

以上のように、出身地に勤務している者の割合は、全体では214人、63.6パーセントを占めるが、上司については61.9パーセント、員では63.4パーセント、員外では64.7パーセントとなる。つまり、これを逆から見ると、員外の催徴警や倉丁の方が他郷で勤務している人の割合が高く、次いで員、上司という順になっている。つまり位の序列と地元就職率の高低は対応しており、下になるほど流動性が高いと見える。しかし、外郷鎮で勤務している上司と員との合計は

85 人、上司および員の合計 231 人の 36.7 パーセントに達し、員外の 33.4 パーセントよりも多くなる（なお、県外出身者は、上司に 1 人、員で 2 人であり、ほとんど無視してかまわぬ数である）。

ところで、このような下級公務員の実態を歴史的な流れのなかでどう評価することができるのか、地元勤務率が高くなったのか、その反対なのか。管見にして、清朝代の県下における胥吏・衙役の籍貫と就業先との関係について、この種の統計をとった先行研究を知らない。いや民国についても、地方役人の生態は分からぬところが多いのである。しかし、これらの点については、なお慎重な検討が必要であり、次節の最後に、改めて検討することにして、次に進むことにしたい。

注(1) 周知のとおり、清末以来の四川では、「紳糧」と呼ばれる地主層が団練や各種の公局を通じて県政や郷村社会を牛耳って来た（この点については、新村容子「清末四川省における局士の歴史的な性格」『東洋学報』64 巻第 3・4 号；山田 賢『移住民の秩序—清代四川省地域社会史研究—』1995 年、名古屋大学出版会、特に第 5、6 章等を参照）。

また、民国の時期になると、これらの地主層は、「預徴」という形をとった、軍閥の田賦収奪の強化に対し、税糧の代納をもって応えてきた（もちろん応分の利鞘を得られたからにちがいないが、私は、不勉強のため、このカラクリをいまだに十分把握できないでいる）。しかし、彼らは王朝時代の胥吏や民国期の徴収局の役人のように、職業として自ら徴税や徴税事務に当たったわけではない。そのような徴役や「賤業」に手を染めなくても、十分暮らして行けたからである。しかし、清末に科挙と胥吏との二大制度が廃止されたり辛亥革命があつたりして、従来のような郷村秩序は崩されて行つた。そこに、軍閥支配と一体化しつつ台頭したのが、いわゆる土豪劣紳であつたと考えられる。しかし、いわゆる防区制の解体と国民政府の影響力の浸透過程で（特に抗日戦争期における）、国民党の官僚機構に対応するためには、それなりのイデオロギイ的素養（「三民主義」など）や近代的知識を身につけて行くことが要求されたことと思われる。この点については、第（i）節の最後に触れた、「特種考試整理人員考試暫行条令」の第 4 条の筆記試験科目から見ても明らかではなかろうか。

(v)

さらに見落としてはならないいくつかの史料がある。それは先ず、上にも使用した全宗号 91 の 940 巻の 38 ～ 39 ページに収録されている、「財政部四川省犍為県田賦管理处職員姓名並履歴清冊」という史料である（以下史料 B と記す）。この史料 B の発出は 1941 年 10 月と考えられる（私がコピーした折りにそう記入しているが、コピーにはその根拠となるような記載はない。しかし処長たる県長の名前が楊子寿とあり、最近の『犍為県志』⁽¹⁾の 482 ページによると、彼の在任期間は 1939 年 8 月から 1942 年 8 月までであるから、ほぼまちがいない。この清冊には 37 人の名前・年令・籍貫・出身校・経歴・職分が記されている。残念ながら、このリストにも「現支薪額」の欄が設けてあるのに記入がない。職分は処長＝県長のほか、副処長 1、科長 3、会計主任 1、1 等科員 3、2 等科員 3、1 級会計助理員 1、2 等会計助理員 1、催徴員 18、辦事員 5、合計 36 人から成っている。

第 2 の史料は同巻の 40 ～ 41 ページに所掲のもので、「犍為県郷鎮徵購糧食辦事処経徴員姓名並履歴清冊」という（以下史料 C と記す）。発出時期に私の記入はないが、同時に複写したその次の史料には 42 年 2 月と記入してあるので、多分史料 B と同時期故に記入しなかったものかと思う。このリストには 25 名について、前表と同様な形式で書き込まれているが、備考欄には全て派遣先の郷鎮辦事処が書き込まれている。但し、職分の記入があるのは 8 人であり、その内 7 人が主辨経徴員、1 人が経徴員である。

第 3 の史料は同巻 70 ～ 74 ページにわたって収録されているもので、「犍為県経辦田賦員司及催徴警花名履歴表」という（以下史料 D と記す）。これには、前述のように 42 年 2 月発出との、私の記入がしてある。このリストには「合計」欄に「43 員 51 名」と記されているとおり、94 人の姓名・年令・学歴・履歴・現任職務の別が記入されている。但し、筆頭の曾仲英の現任職分には「犍為県徵収局長」とある。上引の県志によると当時の県長は楽尚富であり、処長＝県長という前提に合わないし、田賦管理处が再度徵収局に戻ったとも考えにくい。そうだとすると、この史料は田賦管理处設置以前のもので、徵収局時代の、それも、県長が徵収局長を兼任するようになる以前の、一番古い史料であり、私の記入ミスと考えるのが、もっとも妥当なようにも思われる。しかし、この徵収局の局長である曾仲英は 35 歳で、国立広東大学卒、履歴には国民革命軍第 3、9、28、45 の各軍、第 22 集団軍等で中校科長や上校秘書を歴任、さらに四川省物

価平準処秘書、四川省糧食管理局科長などを歴任した、とある。鄧錫侯の28軍が45軍に再編されたのは1935年10月のことであり、第22集団軍が編成されたのは、1937年10月のことであるから、⁽²⁾この史料Dは38年以後に作成されたものと推察される。また、犍為県で糧食管理委員会が糧政科に改組されたのは、前引の県志によれば1941年（481ページ）であるが、田賦管理処の発足と同時期とすれば、多分9月以降のことと思われる。史料Bは41年10月作成のものであると考えられるが、この史料Dも、以上のように考えてくると、それほど古いものではなく、1938年以降1941年前半までの間に作成されたものと考えられる。

ところで、この史料Dで「51名」とあるのは、局丁・雑役・伝事・催徴警の合計である。したがって、局長以下の43人が「員」である。「名」と「員」との区別は明瞭である。員の内、小学校卒は3人のみだが、局丁以下51名中の小学卒は12人、私塾卒が11人である。合計23人で、45パーセントである。員層と名層との学歴上の差は明確であるが、小学卒が名の半数近くを占めていた事実は、表5からは分からない事実であり、小学教育の普及の程を示していると思われる。

ただ、この史料Dにおける「員」・「名」の合計94人という数については、疑問が残る。すなわち、前掲拙稿でも触れたが、張肖梅編『四川經濟参考資料』（中国国民經濟研究所、1939年1月）には、次のような表が載せられているのである。

表8 徴収局組織表（1937年）

職 別	1 等 局		2 等 局		3 等 局		4 等 局	
	人数	月給(元)	人数	月給(元)	人数	月給(元)	人数	月給(元)
局 長	1	200	1	180	1	160	1	140
主 任	2	70	2	60	2	50	2	40
1 等 股 員	3	40	3	40	1	40	0	—
2 等 股 員	4	30	4	30	2	30	1	30
3 等 股 員	5	20	5	20	4	20	4	20
雇 員	6	16	6	16	4	16	1	16
夫 役	7	6	7	6	6	6	4	6
公 費		200		160		120		80
合 計	28	1,018	28	938	20	660	13	450
説明：徴収局の職務を県長が兼任する場合、月手当て200元を支給するが別途に経費は支給しない。								

張肖梅編『四川經濟参考資料』C4ページ

同ページ所掲の「徴収局等級表」によると、犍為県は2等県にランクされているから、同県の徴収局の職員は局長を除くと27人、夫役7人を除外すると20人でなければならなかったことになる。史料Dとこの表を比べると、37年以後のほぼ4年の間に、全体の職員数は3.3倍、「員」数が2倍以上、「員」外職員は7倍以上にも膨張していることが分かる。このような数字は、41年秋から田賦徴実が始まり、この執行・監督・記録等々に相当な人員を要したと思われるが、それにしても、実物を田賦管理処分処に納入しに行くのは納税者の方であって役人が取り立てに出向いたわけではない。これほどの人員増が必要だったか、少々異常に思われるのである。但し、史料Bとの比較では、県長を除くと、全体で1.3倍、「員」数では2人減、「員」外では2.6倍となっている。「名」数の急増はB・D両史料に共通した傾向といえようが、「員」については、史料Bより時期的に先と思われる史料Dの方が人員増加率が高く、しかも「員」について史料Bは減少していることは、気になるところである。このような問題点はあるが、史料Dについての考察を続けることにしたい。

さて、正規の職員（「員」）の職務について調べてみると、局長1、組長3（主辨税務・撰擬文件・主辨会計）、1等組員2（助理会計事務・任出納庶務事項）、2等組員2（任局総櫃長・任繕写事項）、3等組員2（辦理収発・助理局総櫃事務）、雇員3、分櫃櫃長6、催徴員12、分櫃助理員12、から成る。彼らの学歴・職歴についてみると、局長についてはすでに述べた。

3人の組長はみな大卒（内2人は四川大学）で、3人共に会計員を勤めたことがあり、第3組長は犍為県徴収局の会計主任を担当したことがある。

6人の1等～3等組員は中卒が3人（2人が犍為中卒）、残る3人は犍為師範伝習所、社会軍訓幹訓班、第5〔専員〕区税吏訓練班を、それぞれ卒業している。また、彼らの履歴は徴収局組員会計員、辦事員・科員、収糧委員糧税主管、教員・書記、1人は屏山4区区員及び副区隊長、最後の1人は収糧司事・収糧委員等を勤めている。

3人の雇員はみな中卒で、録事、司書、小学教師・聯保司事等の履歴がある。

6人の分櫃櫃長は、5人が中卒または師範卒（内、犍為県内学校の出身者は2人）であるが、最後の1人は第5区地幹〔＝地方幹部〕訓練班卒の学歴しかない。しかし、同訓練班は他の5人も卒業している。年令は一様でないが、同学としてのよしみがあつたろう。それぞれ、股長契税主管、収糧委員（2人）、催徴員（2人）、小学校長・教員・書記主任等を歴任している。

12人の催徴員は、1人が第5区地幹訓練班卒であるほかは、みな中卒あるいは

は師範卒である。注目すべきは、出身校の所在地が、遂寧（2人）、安岳（3人）、成都、広漢、潼川、不明（3人）と、かなり離れた県に散らばっていることである。職歴では、2人が小学教員、科員3、委員4、辨事員2人、不明1人である。

12人の分櫃助理員は小卒5人、中卒は4人、第5区地幹訓練班卒が4人、中卒は4人である。総数が一致しないのは訓練班も兼ねている者がいるからである。彼らのなかには、櫃長経験者が2人もいる。教員経験者が2人、収糧司事4人、あとは会計員1、辨事員1、雇員1、聯保録事1、となっている。

以上の内の、分櫃長6、催徴員12、分櫃助理員12の合計30人が各分櫃所での実働員であった、と考えられる。これに対し、県徴収局には局長以外には組長3、組員6、雇員3の、合計12名の職員がいたことと考えられる。

しかし、前節の表7から見ると、1943年9月1日での犍為県下各所の田賦徴収処の上司および下僚の「員」の合計は231人である。上の史料Dとの員数の差はあまりにも大きい。

史料Cは「徴購糧食辦事処経徴員」のリストであるが、糧食辦事処と田賦管理処との関係については最初に述べた。しかし、具体的に犍為県の場合について、両者の統合がいつなされたのかは不明であり、史料Dとの関係が、現時点ではよく分からない。しかし、彼ら25人の経歴を見ると、犍為県徴収局の徴収局の助理員、櫃長、催徴員などであった人が10人もいる。甘典夔は「正主任には辦事処所在地の郷鎮長を充て、副主任はそれ以外の管内の郷鎮長を充て、所属の経徴、経収人員は、県の田賦管理処および県政府からそれぞれ任命派遣する」ことになっていたと書いている。「それぞれに」とあるように、県政府派遣の人員（経収員）と田賦管理処派遣の人員（経徴員）との、二種類の人員がいたことになるわけである。とすると、史料Cは「犍為県」で始まり、表6の元になった史料Aは「財政部四川省犍為県……」と書き始められていること、同様に史料Bも「財政部四川省犍為県……」で始まっていることが、重要な意味をもつのではあるまいか？ つまり、史料Aも、史料Bも、共に田賦管理処の直轄管下の人員リストであり、史料C、史料Dは県政府派遣の人員、具体的には省の糧食管理局の系統に属する県の糧政科所属の人員であったのではあるまいか？ このように考えてみると、史料Cの数が少ないことと、表6の定員の多さとは、必ずしも、矛盾しないのである。しかし、以上のような史料の分類の仕方には重大な問題があることも、否定しがたい。すなわち、史料Cの25人という数を全て「員」だと考えるにしても、史料Dの51人が半分も定員削減されてしまったことになり、このような事態は、史料Dの表8からの急増ぶりと

同様に、異常に思われるからである。しかし、この問題は、これまでも述べてきたように、史料Cでいう「田賦徴購糧食辦事処」は、県が田賦以外の「余糧」を買い取るために設けた省糧食管理局の系統に所属する機関であって、史料Cの編纂当時はなお田賦管理处とは独立の機関であった、と考えることも可能である（但し、それにしては主辨経徴員が7人なのに経収員が1人しかいないという事実は、「本末転倒」のようにも思われる）。

現在のところ、これを確証する他の史料を示すことはできないが、小論ではこのように考えることで、史料Cと史料Dとの異常な関係进行处理したい。

最後に史料Bのリスト、つまり県の田賦管理处本部の職員リストについて紹介しよう。

处长＝県長を除く人員は全部で36人である。

表9 犍為県田賦管理处職員履歴清冊（姓名欄は省略） 史料Bによる

姓名	年令	籍貫	出身	経歴	職別
1	35	江北	広東大学	22 集团軍上校秘書・四川省糧食管理局科長・犍為県徴収局長(史料Dの徴収局長である)	副处长
2	34	瀘県	四川大学	樂山県及び犍為県徴収局第二組組長	第1科長
3	39	儀隴	四川省立国学専門学校・四川省訓練団	羅江徴収局長・[犍為?] 県政府科長・指導員	第2科長
4	29	江津	四川土地陳報班	陳報処指導員・分隊長・推収処主任	第3科長
5	30	犍為	犍為中学・地幹班	[犍為?] 県政府科員・徴収局会計組員・組長	会計主任
6	30	安県	[安県?] 中学	川江航務管理处辦事員・科員・徴収局1等組員	1等科員
7	50	安岳	四川高等学校	新都・広漢徴収局会計	1等科員
8	28	華陽	四川省立高等商業職業学校	温江等県政府科員・127 師少校軍需会計主任	1等科員
9	60	犍為	師範	前徴収局分櫃長・総櫃長	2等科員
10	26	威遠	四川省土地陳報班	本県推収処科員・指導員	2等科員
11	25	榮県	四川省土地陳報班	本県推収処清丈員・指導員	2等科員
12	24	犍為	[犍為] 県中学	前徴収局1等組員及県政府辦事員	1級会計助理員
13	24	犍為	私立志城高商職校	本県小学教員	2級会計助理員
14	42	仁寿	四川第5区税吏訓練班	前徴収局助理員及催徴員	催徴員
15	30	犍為	犍為知行中学	本県党部幹事	催徴員
16	21	西充	[西充?] 県中学	本県政府辦事員委員	催徴員
17	45	安岳	安岳中学	前徴収局催徴員	催徴員

姓名	年令	籍貫	出身	経歴	職別
18	40	安岳	[安岳?]県中学	新都県政府庶務及本処2組組長	催徴員
19	36	犍為	犍為県中学	本処前徴収局助理員分櫃長	催徴員
20	32	安岳	四川儲才中学	本県政府委員・科員及徴収局催徴員	催徴員
21	31	安岳	[安岳?]県中修業	本県委員・区員	催徴員
22	40	富順	旧学	本処前徴収局催徴員	催徴員
23	30	犍為	犍為知行中学	地方隊長・校長及経収員	催徴員
24	50	資陽	旧学	歴任催徴員10年	催徴員
25	31	安岳	第5区地方行政幹訓班	護商卡員及催徴員	催徴員
26	43	犍為	師範卒	県中学書記委員・教員	催徴員
27	20	犍為	犍為中学	本県小学教員及書記	催徴員
28	27	犍為	[犍為]県中学	本県教員及経収員	催徴員
29	22	犍為	四川蜀華高中	本県教員及徴収局助理員	催徴員
30	31	犍為	第5区税吏訓練班	委員書記・催徴員	催徴員
31	28	綦江	[綦江?]県中学	小学教員・県政府科員	催徴員
32	27	犍為	犍為職中校	本徴収局助理員・組員	辦事員
33	30	羅江	成都公学高中部	華陽県小校・成都市小校教務及事務主任	辦事員
34	25	犍為	[犍為]県中	会計及小学教員	辦事員
35	31	犍為	県中及5区地幹班	徴収局組員	辦事員
36	30	犍為	県中及幹訓兵訓	辦事及保長	辦事員

この表で問題なのは、18人にもおよぶ催徴員の職務はなにかということである。先に紹介した史料Aには各徴収処当たり1名の催徴員が配置されている（合計21人）。しかし、彼らの籍貫は全て地元の郷鎮であり、他県出身者をかなりに含む（18人中の10人）この表8とは様子が異なる。史料Bの方が史料Aより、約2年前のものだが、この表に見られるような外県の催徴員を追い出した結果、表4に見られるように、地元出身者で固めるということになったのであろうか？しかし、歴史的な趨勢としては、閉鎖的な地方主義が徐々に崩れて行くと考えの方が妥当ではあるまいか？とすれば、18人の催徴員は県下の各分処に派遣されたと考えるのではなく、県の本部付きであったと考えるしかない。ただ、县城たる中城鎮にも分処はあったのであるから、彼らがどこでどのような「催徴」活動を行なったのか、これは謎として残される。

このような問題は残されるが、以上の表を見てみると、1番の副処長から13

番の2級会計員までの内、犍為県出身者は4人、他はみな四川各地の他県出身者である。これは、表5の上司・下僚の内に他県出身者が各3員しかいないのと比べると、著しい特徴である。また、14番から36番まで、下僚たる催徴員や辦事員についてみても、犍為県出身者は12人と、3分の1を占めるのは当然としても、安岳5人の他は各県1人ずつしかいない。

以上のような事実は、県レベルでの人事ではかなり他県や省政府機関との交流があったことを示している。このことは、断片的な史料にすぎないが、表1の30人の各県レベルの田賦管理处員の履歴にも同様に見られるところである。そこでは、数か月単位で県から県あるいは省政府の他の機関へと渡り歩いている者さえいるのである（表1の16、18、29番など）。そして、このような県レベルでの人事移動の活発さから比べると、郷鎮レベルでの人事交流が県下の郷鎮の域を超えていない事実と対照的である。このような現象は、県レベルの人事が財政部四川省财政厅の全省的、統一的な管理下に置かれるようになった結果と見ることもできるかも知れないが、他方また、赴任してくる県長たちが親戚・友人を引き連れてやってくるという、昔ながらの旧習の反映に過ぎないのかも知れない。これは当時の地方行政の実態を評価する上で決定的な問題であるが、残念ながらこれを判別し得る史料を私は未だに見ることができずにいる。

一方また、先に表7で見たように、郷鎮レベルでも、それなりに他郷鎮との間に人事交流が認められることも忘れてはなるまい。しかし、前節の表7の検討では、なお検討不十分な所がある。それは、21の田賦管理处設置箇所以外の郷鎮をも含めて、自分の出身地以外の場所で働いている人々の問題である。表7では、この問題を検討しなかった。そこで、改めて、他郷出身者の籍貫がどこかをもう一度史料A全体について調べ直してみよう（但し、わずか3人の県外出身者は検討対象から外す）。

表10 榑為県田賦管理处徴収処員工警丁の内、県下他郷出身者の
出身地別統計 (史料Aによる)

本人の籍貫 郷鎮名	籍貫と違う郷鎮で 勤務している者				本人の籍貫 郷鎮名	籍貫と違う郷鎮で 勤務している者			
	総数	上司	員数	員外		総数	上司	員数	員外
中 城 鎮	7	4	2	1	観 音 郷	0	0	0	0
東 興 郷	1	0	1	0	竹 根 鎮	9	3	6	0
石 溪 郷	0	0	0	0	王 村 郷	9	0	6	3
清 溪 鎮	0	0	0	0	金 山 郷	1	1	0	0
馬 廟 郷	0	0	0	0	馬 踏 郷	0	0	0	0
龍 窰 郷	1	0	1	0	勝 泉 郷	0	0	0	0
孝 姑 郷	5	1	1	3	石 麟 郷	1	1	0	0
新 民 郷	0	0	0	0	蔡 金 郷	0	0	0	0
羅 城 郷	0	0	0	0	冠 英 郷	1	0	1	0
金 栗 郷	2	0	2	0	泉 水 郷	1	1	0	0
牛 石 郷	0	0	0	0	(大興郷)	4	0	3	1
(鉄爐郷)	3	0	1	2	(搾鼓郷)	4	0	2	2
(箭板郷)	4	0	2	2	(金井郷)	4	1	1	2
(定文郷)	5	0	3	2	(舞雩郷)	1	0	1	0
(寿保郷)	2	0	2	0	(紀家郷)	6	1	4	1
(新盛郷)	1	0	1	0	(五通鎮)	10	1	8	1
(西溶郷)	2	0	1	1	(磨池郷)	2	0	1	1
(敖家郷)	2	0	1	1	(三江郷)	10	2	5	3
(黄鉢郷)	5	0	2	3	(踏水郷)	5	0	2	3
(新場郷)	3	0	2	1	(楊家郷)	6	0	3	3
(牛華鎮)	3	0	2	1	小 計	74	11	44	20
小 計	46	5	23	18	総 計	120	16	66	38
備 考	他県出者3名(上司1、員2)を除いたので、表6よりも総計で3人不足する								

以上、総計は120人であるが、ここに括弧でくくった21郷鎮は管理处の設置場所以外の郷鎮である。それらの郷鎮からの管理处設置点への赴任者の数は86人、実に県下の他郷鎮で働いている人々全体の71.6パーセントにものぼる。更に、そのなかの上司は5人、員の数は52人であり、他郷鎮で働く上司の3分の

1、員の合計67人の77.6パーセントを占めている。また員外の数では約76.3パーセントを占めている。

では、この21郷鎮になにか特別な事情があるのだろうか。たまたま自分の出身地に田賦管理处が置かれていなかったからだ、といってしまうまでもあるが、この点について検討してみよう。

まず、表5と対照して見ると、主任・副主任を出しながら、その郷からは1人も他郷鎮に出かけていない郷鎮が6つもある。安全郷、平安郷、伏龍郷、雙溪郷、九井郷、輝山郷である。この6郷については何ともいえないので、検討の枠外とする。

次に、以上の4郷鎮を除く合計41郷鎮のなかで、他郷鎮に人を出している郷鎮は31で、76パーセントを占め、出していない郷鎮は10、全体の24パーセントである。そして、他郷鎮に人を出していない郷鎮10は全て、管理处の設置点である。しかし、表6と対照して見れば明らかなように、他郷鎮に人も出していないし他郷鎮から人も来ていない郷鎮、つまり人事上「自給自足」しているのは馬廟郷のみである。馬廟郷は清溪鎮を流れる沐川河（現在は馬辺河と呼ぶ）の上流にあり、奥地といえど奥地といえる。残りの9郷鎮は、人を送り出しているが受け入れている。しかし、他郷鎮から人を迎え入れているといっても、清溪鎮、石溪郷、東興郷、牛石郷は各1人、羅城郷4人、蔡金郷5人、馬踏郷6人、新民郷9人、勝泉10人というように、さまざまである。牛石郷は別図で見ると飛び地であるが、同様に1人しか迎え入れていない残りの3郷鎮は、9人も迎え入れている新民郷と同様に、交通繁華な土地である。また、10人を迎え入れている勝泉郷はこんにちでは井研県所属であるが、昔も今も県境の交通不便な土地柄である。このように、同じ辺境と考えられる土地柄なのに、馬廟郷と勝泉郷では全く反対の現象が見られるのであって、辺境だから「自給自足的」と即断はできないのである。

第3に、中城鎮＝県城には他郷鎮から来た人物は1人しかいないが、他郷鎮に6人もの「員」を送り出している。人材豊かな証拠である。

第4に、他郷鎮に人を出しながら、同時に人を送り出してもいるのが竹根鎮と王村郷である。竹根鎮は9人を送り出し、11人を迎え入れている。王村はやはり9人を送り出し、6人を迎え入れている。竹根鎮は岷江の中州にある最大の米市場であり、対岸は五通鎮である。五通鎮は岷江上流の牛華鎮と共に犍為最大の塩場があり、塩場の労働者は1934年当時五通鎮だけでも5万人からいたといわれている（竹根も五通も現在は樂山市所属）。王村（現在は井研県所属）は

長江支流の井研河（現在は芒溪河と呼ぶ）に沿った小村であるが、塩と米を売り出している。上流の馬踏郷（同前）は栄県と樂山県の東西を結ぶ大道上にあり、金山郷（現在は樂山市所属）にも塩場がある。王村はこの両郷の中間にある。いずれも、人・物の交流が盛んな所といってよい。

さらに、管理处設置以外の郷鎮で人を10人も外部に送り出しているのが、五通鎮と三江郷である。三江郷は馬踏郷を流れる井研河のより上流にあり、井研県に隣接するが塩場がある。次に7人を送り出している踏水郷は今は樂山市に所属するが、石炭・米を生産・出荷し、これを西溶郷を通して岷江に流れ込む岷江支流の、石麟郷よりは上流の、比較的奥地にある。石麟は石林とも書かれるが、生産した石炭（この石炭は塩場で塩水を煮詰める燃料に充てられた）を下流の西溶に送り、上流の踏水郷から食糧を移入していた。また6人を送り出している紀家郷は、長江北岸の奥地にあり、観音郷から独立したものと思われる。今日では東隣の栄県と犍為県城を結ぶ公路の上にあるが、この路は昔からの駅路であり、栄県との県境にはあるが、単なる田舎街ではなかった。同様に6人を送り出している楊家郷は、岷江支流にあり、冠英鎮に米穀を提供していた（共に現在は樂山県に所属）⁽¹⁾

以上、特徴的な現象を5つのタイプに分けて説明したが、最後に、別な角度から見つめて見ると次のように整理できる。すなわち、他郷鎮に勤めているとはいっても、多くの場合は副主任の出身郷鎮の人々であり、つまりは田賦管理处設置点の隣接の郷鎮の出身者である。あいにくと、こんにちの犍為県西北部は樂山県や井研県に移管されてしまったため、旧犍為県についての好い地図がない。別図2は、北京の経済研究所で入手した、『四川各県城郷図地図集』から採ったものである（遺憾ながら、編集者や出版社、出版年次を記入し忘れたらしい）。それでも、上表に顔を出す諸郷鎮の位置関係は分かると思う。また、旧県志には各郷鎮名を横と縦に配して相互の距離が分かるように記入した表が挿入されているが、直線距離なのか道のりなのか、はっきりしない。また別図3は十数年前に私自身が作成したものであるのに、依拠した史料を思い出せない

（おそらく旧版『犍為県志』所収の別の大地図によると思われるが、これが行途不明なのである。学問的良心にかけて東京・京都の図書館に行って確かめべしとの批判は、甘んじて受けるが、金がないのである）。しかし、幸いに『四川月報』6巻2期（35年2月刊）所掲の「犍為県政一瞥」には、各郷鎮間の「郵路」の距離が、下表10のように記されている（但し、地名の呼称は表4にしたがったが、[] 内が『四川月報』所掲当時のものである）。但し、例えば表10

概 況

縣 等	二	戶	87357	衛 生	衛生院 (正等備中)
面 積	1953.99 (方公里)	人 口	536643	合作事業	信用社 118
區	設番區 1 指導區 6	壯 丁	42319	倉 儲	
鄉 鎮	44	財 政	2182037 (元)	公 產	公產租金 28713 (元) 警產租金 455025 (元)
保	781	教 育	中學 3 中心學校 49 國民學校 192	重要物產	稻、棉、蔗糖、葯材、桐油 煤、金
甲	8472	警 衛	警察所 1 警官 2 警長 3 警士 18	氣 候	溫度最高 28.3°C 最低 9.7°C 全年雨量 975.1 (公厘)

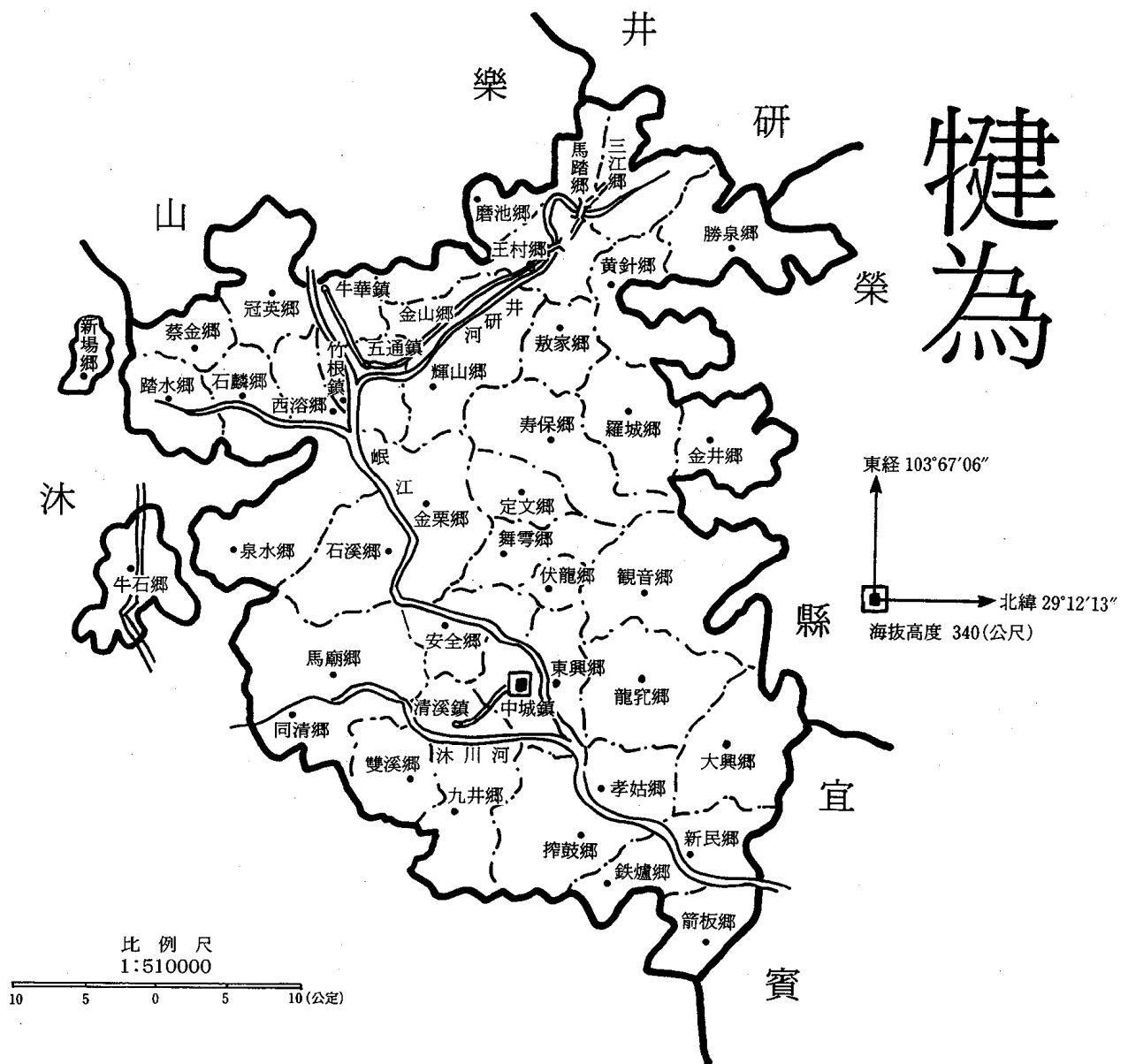


圖 2

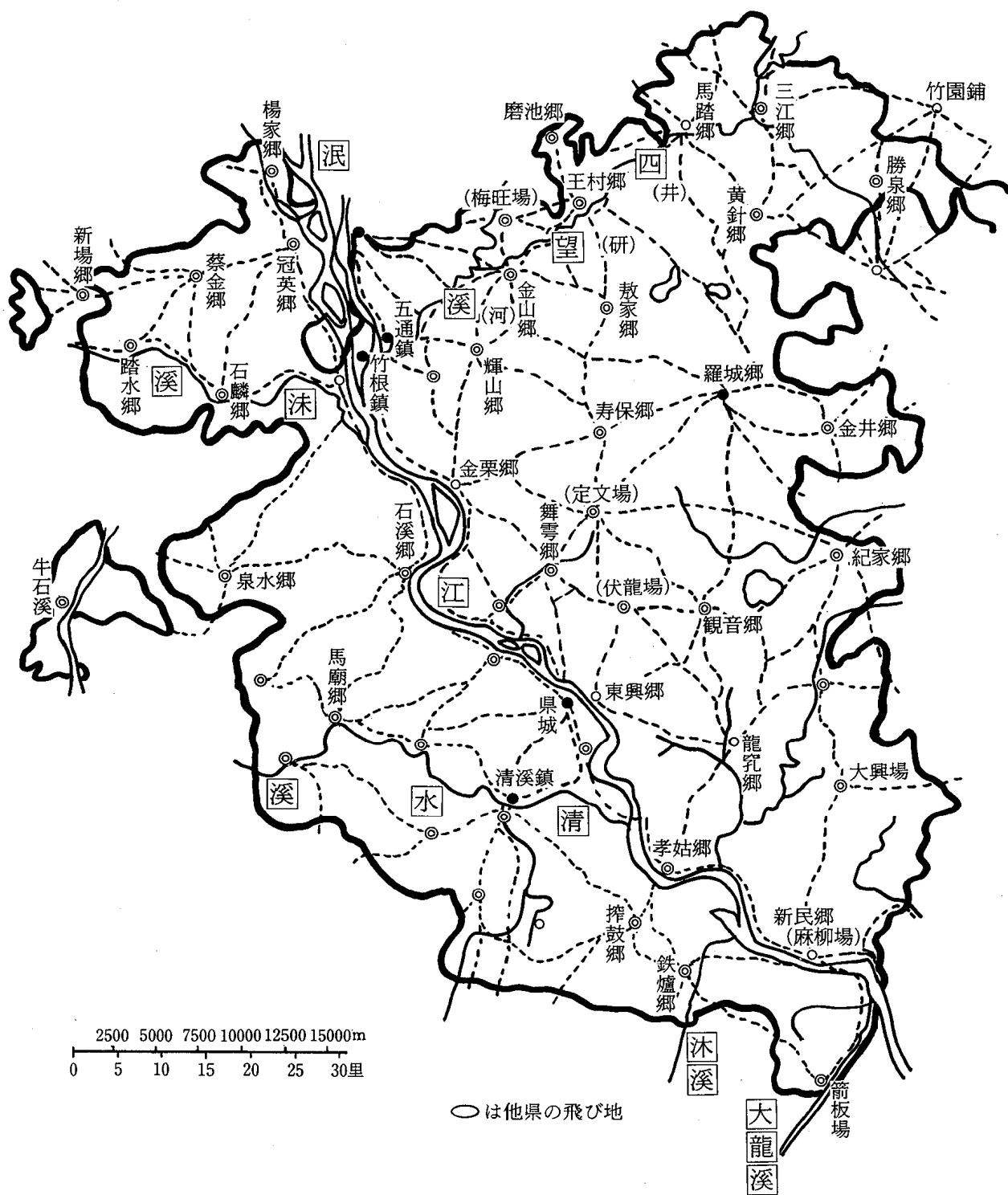


図 3

の定文郷～観音郷は距離が小さ過ぎ（旧県志では 30 里）、羅城郷と紀家郷とは新県志挿入の地図を見ると大き過ぎると思われるが、旧県志の表では 40 里と、かえって距離は大きくなる。このように、下表 10 での距離は、旧県志の表より長距離の場合もあれば、短距離の場合もある。しかし、煩雑になるので、比較・検討は敢えてしない。

表 11 健為県下各郷鎮間の郵路の距離

①	県城(中城鎮)～28里～清溪鎮～35里～九井郷
②	県城(中城鎮)～15里～[安全郷]～15里～石溪郷～20里～金栗郷[鎮]～30里～五通鎮 五通鎮～5里～竹根鎮[灘]～3里～西溶郷[鎮]～20里～石麟[石林]郷～20里～踏水郷 石麟[石林]郷～30里～蔡金郷
③	県城(中城鎮)～5里～東興郷～25里～龍窰郷[龍孔鎮]
④	県城(中城鎮)～30里～孝姑郷～30里～新民郷[懷安鎮]
⑤	王村郷～15里～磨池郷 梅旺郷～15里～磨池郷
⑥	竹根鎮～20里～輝山郷～30里～寿保郷～20里～羅城郷[鎮]～20里～定文郷～20里～観音郷 定文郷～10里～舞雩郷
⑦	五通鎮～20里～牛華鎮～5里～冠英郷[鎮]
⑧	竹根鎮～12里～金山郷[鎮]～20里～王村郷～20里～馬踏郷～30里～三江郷[鎮] 三江郷[鎮]～20里～勝泉郷 三江郷[鎮]～36里～[竹園舖]
⑨	羅城郷[鎮]～20里～金井郷 羅城郷[鎮]～25里～紀家郷
[備考]この表には、表 9 に名があっても載っていない郷鎮がある。しかし、それらは大方は別図 3 によって位置を知ることができる。	

さて、上の表 11 について見ると、表 10 に出てくる郷鎮間の距離で最長なのは、金栗郷～五通鎮、石麟～蔡金郷、中城鎮～孝姑郷、孝姑郷～新民郷、馬踏郷～三江の各 30 里である。いずれも隣接しながら、中心地間の距離は約 15 キロである。徒歩の时速 4 キロとしても、往復で 8 時間はかかるから、通勤は無理かも知れない。しかし、なにも職員がみな郷鎮の中心地に住んでいたとは限らない。目と鼻の先が別の郷鎮の中心地だった、というような場合もあり得たであろう。

ところで、先の表 5 を仔細に検討してみると、純粹に隣接していない郷鎮で勤務しているといえる人々は、以下のとおりである。

表 12 非隣接地域で勤務している職員の内訳

出身地	職 務			小計	勤 務 先
	上司	員	員外		
中 城 鎮	4	2		6	石溪、孝姑、新民、金栗、観音、勝泉
孝 姑 郷	1	1	0	2	中城、新民
金 井 郷	1			1	羅城
竹 根 鎮	3	6		9	王村、金山、蔡金、泉水
石 麟 郷	1			1	蔡金
泉 水 郷	1			1	冠英
東 興 郷		1		1	清溪
牛 華 鎮		1		1	孝姑
龍 窰 郷		1		1	王村
五 通 鎮		1		1	牛石
合 計	11	13	0	24	

中城鎮と孝姑郷および石溪郷との位置は、岷江を隔ててはすかいにあるが、これも非隣接地域とみなして、この表は作成してある。このように、非隣接地域にまで出かけて勤務しているのは全部でたったの24人、全職員336人中の7パーセントに過ぎない。しかも、その全てが員と上司であり、員外はいないのである。このような事実は、員外のような人々には、非隣郷地域に居を構えてまで勤務するメリットもなく、それも季節的に雇用されるだけであったことを示しているように思われる。また、中城鎮と竹根鎮で15人も占めてしまっているのは、文化的（中城鎮には県立中学がある）・経済的な中心地だったからだと思われる。このことに関連して、他郷鎮に上司または員を送り出している割合の高い郷鎮についてみると、100パーセントの郷鎮には、竹根（9／9）、金栗（2／2）の2郷鎮があり、次いで90パーセント台に五通橋（9／10）、80パーセント台に中城鎮（6／7）と紀家郷（5／6）があり、70パーセント以上には、大興郷（3／4）と三江郷（7／10）がある。これらの内、民国以降に村から勃興した大興郷以外は、みな古くからの市場街である⁽³⁾。上司や員は中学か各種の訓練班を卒業しており、「名」と数えられる催徴警や倉夫よりも一段上の階層である。県城の中学を卒業するだけの資力がやはり必要であろう。経済的に恵まれた人々の住む市街のある郷鎮出身者に「員」が多いのは、当然といえる。このように見てくると、「都市が農村を支配」していた様子がうかがわれるのである。

もちろん、表 11 の示すように、隣郷といってもかなり遠い所もあり、距離の分からない所もある。しかし、大勢としては、人員の交流は隣接郷鎮の枠を出なかった、と推測することができるのではあるまいか。このような事実は、先に史料 B などで見たと、県の田賦管理处職員の出身地の多様性と比べるとかなりに対照的である。県の田賦管理处の人事権は省の田賦管理处が握っており、県下の分処の人事権は県長が握っていたと考えられる。いずれも、最終的には省機関の承認を必要としたと思われるが、県下の各分処の人事については、各郷鎮長の推薦に基づいて、県長が決定したものと思われる。そこで、見方によっては、県長の人事権は、上は省からの、下は郷鎮長からの意見に押されて、案外に小さかったのではないかと、考えられるのである。最後に、この問題について考えてみたい。

潘鴻聲は、前引の論文の中の「經手人員之防弊問題」と題した節で、田賦徵実後に発生しそうな弊害として、3 点を指摘している。その第 1 は、徵購に当たって升目のごまかしである。「度量衡は統一されたが」と述べつつも、「括斗人の技巧」に左右される可能性を指摘している。第 2 は、糧食の品質の査定に当たり經徵人員が難癖をつけて買い叩いたり、賄賂を取る、といった事態である。第 3 は、脱穀を請け負う商人や運搬業者の中間搾取である。⁽⁴⁾ 以上の内、第 3 点は田賦徵実過程以外の問題である。

また、劉竹賢は徵税のそもそもの対象たる土地の登記の問題について、22 項目にわたり問題点を指摘している。⁽⁵⁾ しかし、煩瑣になるので小論では触れない。他の機会または他者の研究に期待するが、要するに、田賦の經徵やその前提となる土地についての正確さや公平さに関して、色々と問題があったのである。このような問題点のチェックのためには、たとえば「各縣市徵購実物監察委員会組織規程」（1943 年 11 月発令）のような法令が定められている。その第 2 条には、徵購の宣伝や推進のほか、実物徵購に当たっての紛糾の調査や評議、秤量用具の点検や倉庫への収納の管理、不正の摘発等がうたわれている。また、第 3 条には、この監察委員会の構成者として、1) 縣市参議会の正副議長、2) 縣市〔国民〕党部代表、3) 縣市三民主義青年団分団部代表、4) 縣市農〔民協〕会代表、5) 縣市農業改進機関代表、6) 縣市合作指導機関代表、7) 縣市糧食同業公会代表、8) 「本地公正士紳」3 人～7 人、が挙げられており、これらの委員は無給であり、正副参議会議長以外は任期は 1 年、但し再任は妨げない、と規定されている。⁽⁶⁾ ここに明確なように、地元の「公正士紳」の発言権には大きなものがあつた。これは、同日に公布された「各郷鎮徵購実物監察委

員会組織規程」でも同様で、同規程第5条にも、「本会には委員9人ないし11人を置き、県市政府および同県市徴購実物監察委員が、各中心学校校長及び公正士紳から5人ないし9人を選抜して任に充てる」とうたわれている。⁽⁷⁾ 県レベルでも郷鎮レベルでも、「公正士紳」が尊重されていることが分かるが、特に郷鎮のレベルでは、中心学校（これは各郷鎮に1校が設けられていた）の校長と「公正士紳」が大きな影響力を有していたことが分かる。

以上の考察を踏まえると、県長の権限は、新県制の下で一見強化されたようにも見えるが、県レベルはともかく、郷鎮のレベルではなお、地元の「公正士紳」の意向に左右されるところが大きかったと考えられる。但し、実際の人事では、彼ら「公正士紳」の影響力の及ぶ範囲は、先に見たように、隣接する郷鎮までであったと推察される。

私は、かつて「日中戦争期の四川省における地方行政の実態についての覚え書き—民政庁档案史料を中心に—」（『近きに在りて』第34号）という拙稿のなかで、省都の成都と県レベル、県レベルと郷鎮レベルとの間では、「公正士紳」にも学歴上の差があるのではないかということを示唆したが、なお十分な確証は得られなかった。しかし、小論のこれまでの考察を通じて、同じ「公正士紳」にも、県レベルのそれと郷鎮レベルとでは違いがあるのではないか、ということについては確信を深めた。但し、学歴の上での差があったかどうかということになると、県の「公正士紳」と郷鎮のそれとの間に大差はなかったようにも思われる。この点については、今後の課題として判断を保留したい。また、学歴に大差がないとすれば、なぜ、県レベルの「公正士紳」と郷鎮レベルの「公正士紳」との違いが生まれて来るのか、という問題も生じて来る。しかし、このような私の区別がそもそも妥当であるのかどうか、それこそが根本的な問題であろう。小論がそのような批判に耐え得るものかどうか、これは読者の批判に委ねるが、批判の対象にしていただげるだけでも、私としては望外の喜びである。

注(1) 四川省犍為県志編纂委員会『犍為県志』1991年 四川人民出版社

(2) 匡珊吉・楊光彦主編『四川軍閥史』（四川人民出版社、1991年）、458、515ページ

(3) 以上の各郷鎮についての情報は、『四川月報』の5巻3期～7巻3期に時々掲載された各郷鎮についての「概況」や「調査」、新旧（旧は1937年刊）の『犍為県志』に拠るものであるが、煩雑になるので逐一注記はしなかった。

(4) 潘鴻聲「經手人員之防弊問題」、前掲書、117～118ページ

- (5) 劉竹賢「論田賦推収之弊端」、同前書、602～607 ページ
- (6) 同上書、399～400 ページ
- (7) 同上書、402 ページ

おわりに

以上、抗戦中の隼為県の田賦管理処関係の档案を中心に、当時の地方公務員の在り方について紹介し、若干の考察を加えてみた。しかし、職務の具体的内容の不明なものも多く、きわめて不十分なものに終わってしまった。そして、本文の (iv) の末尾にも述べたように、小論もまた、歴史上の1時点についていわば1枚の写真を撮ったようなもので、長期的な観点からの、いわば映画のように時の流れの中で変化・変遷をたどったものとはなっていない。このような作業を歴史研究といえるのか、忸怩たるものがある。しかし、いかなる映画も分解して見れば無数のコマから成っている。私とて、別の歴史的時点での写真をいくつも撮って、これを歴史的な流れの中において再構成したいという夢がないではないが、当面はコマ撮り作業を続けることしかないと考えている。そして、できることなら、このような作業が将来、構想力豊かな「監督」の作品の1コマとして役立ててもらいたいと願っている。

(2001年3月23日 擱筆)